

第2回西和賀町議会定例会

令和元年6月13日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順6番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番 改めまして、おはようございます。川舟の深澤重勝であります。初めての一般質問と言ってもいいほど間があきまして、少し緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

私の一般質問は、通告のとおり、消費税率の引き上げに伴う使用料の改定についての一本であります。具体的には、志賀来のノルディックスキーコースについてと温泉施設についてであります。

早速質問に入りますが、答弁される方をお願いであります。年が重くなってきましたら、耳のぐあいもいまいちなものですから、1オクターブ、ボリュームアップでご説明願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。10月から消費税率が引き上げられることから、町内各施設の使用料改定について、議会に対しては全員協議会において、町民に対しては町政懇談会を開催し、それぞれ説明がなされました。それに基づいて、以下についてお伺いします。

この内容は、町政懇談会において提案説明していることでもありますし、議会基本条例に基づく資料説明会において、ノルディックコースの料金使用料の分は提案せずに削除した。内容が整理でき次第、改めて提案したいということでもありますけれども、はい、わかりました。それでは、これで終わりますとも言われませんが、肩透かしを受けてもいられませんので、当初の考え方、政策立案の基本というものを聞いておきたいというふうに思いますので、繰り返になりますけれども、町政懇談会で提案していることでもありますし、通告済みでもありますので、答弁側も少しおつき合いのほどを願いたいと思います。

1つ目は、志賀来スキー場ノルディックコース利用料についてであります。ノルディックコース利用について、正式には西和賀町林業者等健康増進施設のようではありますが、通称名で言わせていただきます。これは、従来無料使用されていたものを、利用形態の明確化に伴う新規料金の設定とありますけれども、ノルディックといいますが、クロスカントリースキーは、同

ビスキーでもアルペンと違って娯楽性が低く、その競技の特質性からして、料金徴収には大きな疑問を感じます。というよりは、取るべきではないというふうに思ってもおります。

全員協議会の答弁の中で、新規料金設定の根拠として、照明設備も整い、新たなコース整備を計画中でもあることからと言われておりましたが、照明設備については数年前から要望を受けながら予算措置がなされず、昨年北上信用金庫さんからの寄附で整備されたものであることは、今私が言うまでもないことでありますし、新たなコースについても同様の要望を受け、議会としても陳情を受けて、町当局にお願いした経緯もありますが、今なお整備される様子もうかがえないように見える中で、料金徴収が先行されるのは、町民感情からしても受け入れがたいものと思いますが、いま一度改めて考え方を伺います。

議長 佐藤教育長。

教育長 志賀来スキー場のノルディックコースの使用料金の徴収に係る考え方、いま一度確認をしたいというご質問でございました。

まず、使用料につきましては、その施設を整備、維持管理する対価として必要なものを施設利用者から負担していただくものというふうに定めているものでございます。

競技の特質性から、施設の使用料の徴収の判断をするというものとは違うものと考えておりました。

もう一点、志賀来スキー場の整備の要望についての対応というところでございます。平成29年5月、沢内中学校スキー部の保護者会長さん、それから沢内ジュニアスポーツ少年団の保護者会長さんから、町長宛てに要望がありました。スキーのコースの低地の土盛り、それから第1ゲレンデコースの整備や排水路の側溝ふたを埋めてほしいというようなことについて3点要望いただいております。

平成29年6月の議会におきまして82万5,000円

の予算同意をいただきまして、全て対応しているところでございます。

引き続きまして、平成29年10月に沢内中学校のスキー部保護者会会長さん、それから沢内ジュニアスポーツ少年団保護者会会長が議会議長宛てに5項目の要望を提出しているところでございます。その要望の内容は、1つ目が新コースの周囲の伐採、2つ目が現コースの幅を広げるということでの伐採、3つ目がコースの一部の排水工事、4つ目がスノーモービルの購入、5つ目が競技コースへの照明器具の設置というところでございます。そのうちの現コースの幅を広げるための伐採、そしてスノーモービルのオーバーホール、夜間照明器具、そちらの設置、この3点につきまして、29年の12月議会におきまして16万2,000円の予算同意をいただきまして、対応しておりました。

さらに、平成30年の5月ですけれども、沢内小学校スキー部保護者会会長、沢内ジュニアスポーツ少年団保護者会会長から、町長宛てに要望がございまして、前回要望で対応できなかった2項目のほかに、新たにカッターつき圧雪車の購入、アップコースの支障木伐採、競技コースへの照明器具の設置、3項目を追加して要求をいただいているところでございます。

このうちの競技コースの照明器具につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、北上信用金庫からの寄附をいただきました。そちらのほうを使わせていただきまして、志賀来スキー場に新たに照明施設を設置して、そちらのほうとして活用させていただいております。

このように、さまざまご要望いただいておりますところでも、町としてはノルディックコースの整備に係る要望に対しまして、可能な限り対応してきているところでございます。

このほか、昨年度ですけれども、志賀来スキー場のクロスカントリースキーの整備検討業務委託を行いまして、関係機関からの要望、その

確認とコースの整備の妥当性、必要性につきまして、全日本スキー連盟、町のスキー協会、有識者、町の中の関係者、皆様方にお集まりいただきまして、ワークショップを開催しております。その中で検討を行いまして、報告書として取りまとめたところでございました。

今後につきましては、この報告書に取りまとめられました内容を参考にしながら対応してまいりたいということを考えております。

昨年度のコース整備に係るワークショップ、そちらのほうで今後の方向性についてご協議もいただいております。それについてこれから取り組んでいきたいなというところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 ただいま教育長のほうからる料金を取る基本的なこと、あるいは現在の対応について答弁いただきましたが、今の志賀来のコース整備について、専門家を呼んでワークショップをいろいろやっておるようですけども、あの程度の施設整備と申しますか、あの程度という言葉は語弊あるかもしれませんが、ああいふものについて、これからも含めてなのですが、やはり専門家なるものを、かなりの金額がかかっているようでありますが、そういうものを委託して、さまざま協議して施設を整備するという基本的な考え方ですか、町としては。

議長 佐藤教育長。

教育長 コースの整備に当たりまして、公認コースをというふうには、その協議の中でも出ていない、そこまでは必要はないのではないかということを出ているわけですけども、そういうことは考えてはおりませんが、ただやはりコースを考える以上は、きちんとしたコース設計を考えたほうがいいのかというのは考えているところでございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 ですから、私が言うのは、何かこれから

やろうとしたときに、常にそれぞれの専門家を招聘して、そういう意見を聞きながら整備をするかという基本的な方向性を聞いておるところであります。

議長 細井町長。

町長 今クロスカントリーのコース整備についてのお尋ねでございます。これは、いろんなほかの分野のスポーツ等含めて、専門家を入れて手当てしていくかという考え方をお尋ねだろうというふうに思います。これについては、やはり1件1件コース整備する目標によって違うと思いますので、一概に全てどうする、専門家を呼ぶ、呼ばないと言い切ることはできないと思います。

今回クロスカントリーのコース整備について専門家に一応見ていただいたのは、地域資源の活用上において広げる可能性があるかどうか、あの場所全般を見ていただきたいということ、それからその可能性を広げるためには、コースがどのような幅員でもって、どのようなコースで切っていけば、ほかから来て練習される方にも満足いただけるかというような専門的な知識も取り入れながら、あの場所の可能性を探りたいと、そういう背景があって専門家を招聘したところであります。

議長 深澤重勝君。

7番 わかりました。手前根性が悪いせいか、やらないための理屈を並べるために専門家を呼んできたのかなという思いを感じておりましたので、考え方を改めたいというふうに思いますが。

この提案で料金設定をする段階で、近隣の雫石、八幡平、鹿角、十日町等を参考にしたと言われておりましたが、ちなみにそれぞれ4カ所のノルディックコースの利用料は幾らでしたか。

議長 佐藤教育長。

教育長 今回の提案に当たりまして、近隣の類似施設の料金を比較検討ということで、田山、八幡平、鹿角のお話をいただいておりますけれど

も、その3スキー場につきましては使用料としては徴収していないというところでございます。

ただ、そこについてこれから説明をさせていただきます。クロスカントリースキー場のコースとして条例規定がないことから、使用料徴収の設定がないというスキー場もございます。それは、田山スキー場でございます。この田山スキー場は、クロスカントリーコースとは通称呼ばれているところですが、グラウンド等を活用してスキーコースとして設定しているということで、スキー場としての条例規定がない、したがって使用料の設定がないという状況でございます。ほか八幡平、鹿角も類似のようでございます。

そして、3つ以外のところで霰石ですが、霰石は使用料の条例を設定しております。こちらですが、1日一般200円ということで設定をしております。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 冒頭に申し上げましたように、そのことが答弁に出てくるのかなと思っておりましたが、出てきませんので、今回の提案の部分については削除したという資料説明会のことは出てきませんので、それは抜きにして質問させていただきますが、それらを含め、今教育長が申し上げられたようなことを考えてやるとすれば、温泉の浴場料金を定めるときには近隣の類似浴場の料金を精査しながら比較検討して参考にしたということではありますが、今回の場合、今ありましたような条例の違いはあるかもしれませんけれども、近隣のスキー場の料金を比較して、我が町の400円設定というのは妥当な金額だという感覚でやったことありますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 今近隣のということでお名前が挙がった4会場のお話をさせていただきましたけれども、他県のスキー場におきましては、秋田県高津森クロスカントリースキー場は1日一般500円、

新潟県の吉田クロスカントリースキー場は1日一般300円と料金設定がございます。ただ、先ほどお話ししたとおり、条例の有無ですとか、運営形態、運営方法が異なったりすることによりまして、近隣の類似施設と西和賀町の志賀来のスキー場を単純に比較はできないのかなというふうに考えているところがございます。

そこで、西和賀町のアルペンスキーにおける使用料に準じて、その料金を設定、算出したところでございます。志賀来スキー場のコース使用の実態としては、さらにその半日使用というのがほとんどでございますので、そここのところを踏まえて料金の設定をさせていただきます。

なお、先ほどの近隣の県内のスキー場におきましても、使用料を徴収しない場合であっても夜間の照明につきましては有料としている施設がほとんどでございます。したがって、西和賀町の志賀来のスキー場につきましても、やはりそここのところは考えていきたいなというふうに考えております。

また、今料金徴収ということで、志賀来スキー場のお話をしておりますけれども、部活動ですとか、小中学生のスポーツ少年団、町内の小中学校の子供たちのコース利用におきましては、青少年の健全育成、教育的な配慮という観点から、減免措置を行うことについては、これまで同様に考えていきたいと思っております。

先ほど申したとおり、ただ夜間利用につきましては電気料がかかるものがございますので、そちらの対価として徴収させていただくことはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 ただいまの近隣のスキー場については、さほど問題ではないのですが、全員協議会の会議録に基づいて、生涯学習課長が近隣の霰石、八幡平、鹿角、十日町などを参考に算定

したものであるという答弁があったものですから、スキー場名だけで金額が出ていなかったのですから、私はそのことを確認したところがあります。それはそれでいいです。再協議した上で提案したいということでありますから、またそのときにしたいというふうに思います。

先ほど教育長からもありましたけれども、全員協議会の答弁の中で公共施設は受益者負担の考え方が原則にあって、受益者が何がしかの負担することが全体的な考え方とも言っておられました。

そして、説明の中で管理、維持コストのことにも触れられておりましたが、町内類似施設料金の設定の整合性を考えるとき、当初提案料金はプール料金と比較すれば投下金額からして大きな疑問を感じるが、いかがですか。

ちなみに、屋内温泉プールにこの4年間、平成27年から平成30年間に新設、更新、修理等に投じた金額の総額は幾らですか。加えて、指定管理料の総額は幾らかを伺います。よろしくお願いします。

議長 佐藤教育長。

教育長 今町内の屋内温泉プールに係る諸経費についてのお尋ねでございます。平成27年度から30年度までの修繕につきましては、施設整備計画に基づきまして順次取り組んできたところがございます。総額4年間で約8,700万円となります。また、この4年間の指定管理料の総額は約7,200万円となります。

なお、この4年間の温泉プールの利用者からの使用料徴収は337万円でありまして、またプール利用の合宿誘致による町内宿泊者利用状況、こちらは4年間で延べ3,903人、1年当たり約1,000人となっております。合宿パックでの宿泊料の総額は2,040万円の町の収入といえますか、そういう状況を生んでおります。

これに対しまして、志賀来スキー場でございますけれども、平成27年度から30年度、同じ4年間ですが、支出の合計が2,823万円でございます。

その4年間の中で使用料として収入がありました合計額は11万4,000円となります。

そのほか、志賀来スキー場では直営で運営しておりますので、町の職員、生涯学習課職員が索道整備等維持管理業務に相当の時間携わっているところでございます。

なお、平成30年、昨年のみですけれども、データとしましては、クロスカントリースキー場、こちらクロスカントリー大会におきまして町外の宿泊がございまして。その宿泊者数は延べ109人、約72万円の宿泊料等の経済効果を生んでいるところでございました。

今町内の温泉プール、それから志賀来スキー場のお話をさせていただきました。同じ町内の施設ではございますが、施設の内容ですとか、運営方法が異なるノルディックコースと室内温泉プール、その使用料の設定及び修繕、そういった設備投資、これを単純に比較することはなかなか難しいのではないのかなど、適切ではないのかなというふうに考えるところでございます。

申すまでもなく、公共施設の維持管理、運営経費につきましては、町民の税金で賄われております。公営施設の使用料がかからないということは、一見町民のためだなというふうに感じられるところでございますけれども、それは利用する方々が無料の恩恵を受けられることでありまして、施設維持管理に係る経費はその施設を使用しない町民も税金という形で負担しているところでございます。町民負担の公平性に欠くところも出てくるのかなど、これらを踏まえまして、今後さらに財政的な厳しさを増す中、受益者負担という考え方は必要であるというふうに考えるところでございます。

限られた町の財政、財源の支出の中から、それから町民の皆様方からご負担をいただく使用料から、施設の充実に努めながら町内外の皆様方から利用していただけるような施設、そういったものを目指していきたいというふうに考え

るところでございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 丁寧なご説明いただきましたので、逐一頭に残っておりませんが、志賀来スキー場については、今まで4年間で要した金額は2,800万円ということでありまして、今議論しているのは志賀来スキー場全体ではなくて、ノルディックコースについて言っているわけでありまして、もし言うのであれば、この4年間でノルディックコースに幾らかかったかということをお答え願いたいと思うのですが、いかがですか……いいです。

通告しているとおおり、志賀来スキー場全体のことではなくて、ノルディックコースを言っているわけでありまして、その辺意図的に混同しているように私は受けられるのですけれども、志賀来スキー場全体のことではなくて、繰り返しになり、くどいようですけれども、ノルディックコースに幾らかと聞いているのは、別にその金額を聞かなくても大したことではありませんから、どうということはないのですけれども、そういう取り組む姿勢がよろしくないというふうに私は思います。

それで、確かに言われるとおおり、屋内温泉プールにはこの4年間で8,700万円、恐らくノルディックコースには100万円かかっていないはずで、指定管理料が4年間で7,200万円ですから、それで単純に比較できないというぐらいはわかっておりますけれども、お湯と雪ですから、単純に比較することはできないわけですが、これほど投下している金額が違うのに、料金設定するときに430円と400円というのは、どちらからどう転がっても公平性なり、整合性なり、公正性というのは感じられないような料金設定だというふうに思うのですが、その辺についてはいかがですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 繰り返しの答えになってしまいますし、

先ほどのアルペンとクロカンのスキーの投資額については、ちょっと調べさせていただきたいと思います。アルペンに幾ら投入したのか、クロカンに幾ら投入したのかというところは、ちょっと調べればわかると思いますので、よろしくお願いします。

今のご質問につきましてですけれども、繰り返しになります。施設の状況が違う中で金額だけの比較というのはまた難しいのかなということと、それから大人1日400円という金額設定については、現在のアルペンスキーの料金のところを基準にしながら算出したというところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 お互い繰り返しになれば前に進めませんので、これは改めて提案されたときにまた議事録を精査しながら質問したいというふうに思いますけれども、いろんな理屈あるいは言い分があるかもしれませんが、我々一般的に、常識的に考えて、設備投資がこれだけかかっているところの利用料と、一方の利用料金の比較というのは、一般的な庶民感覚で公平なのかな、妥当なのかなということを感じずわけでありまして、これは理論的にどうのということではないというふうにも思います。

七、八千万円も、1億近い投資をしながら使っている料金と、ただ雪の上を歩くだけの、コースを使うだけの料金がほぼ同じように定められるということ自体、これは理屈抜きにして、町民の方々も納得するようなものではないということだけは申し上げておきたいというふうに思います。それぞれの料金設定の公平性、あるいは公正性などを、いろんな面で考えて対応しなければならぬものだろうということをおっしゃっているところであります。

できれば、町民の皆さんにも納得できるような説明をしていただきたいというふうに思いますけれども、これについてはこの程度にしておきます。まさに価値観の違いの典型ではないか

なというふうに私は思っております。

私は、この志賀来スキー場の件については、4年前から取り扱いについて、さまざまな面で少し腹に据えかねておりましたので、この政権の本質を見たなという思いで私自身は感じておりました。

余計なことだということは重々、百も二百も承知の上で申し上げますけれども、圧雪車にしてみてもしかりです。議会で議決したことでありますが、当時私は湯田スキー場のアルペン大会にも行って競技を見ております。圧雪車も見ております。圧雪車の様子を関係者からも聞いておりました。その上で言っていることであります。普通なら恥ずかしくてやれるようなことではないと思うけれども、過ぎ去ったことでありますから、あえて一方的な見解としてだけ言っておきます。これは、当然記録に残っていても構いません、そういう思いであります。

クロカンの競技人口は少ないかもしれませんが、全国レベルの選手や生徒を輩出したコースであります。加えて、最も遅くまで雪のあるコースということで、近隣からも喜んで来ていただけるようにしていただくことを願いながら、志賀来のクロカンについては終わりたいと思います。

次に進ませていただきます。2番目として、町内温泉施設の料金改定であります。消費税率改定に伴い、施設管理に要する経費を含む改定ということで、各温泉施設の料金改定案が示されました。このことについて、次のことを伺います。

この案件については、事の性質上、当初予算に上程し、予算審査特別委員会で審査すべきであったと思いますが、過ぎ去ったことでありますけれども、考え方を伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ふだんからちょっと聞きづらい声ではあるのですが、さらにちょっと風邪ぎみでございまして、頑張ってお話をさせてい

たできたいと思います。

まず、ただいまのご質問につきましては、今年度当初予算を含む事業実施について、予算審査特別委員会がある3月定例会において議論すべきではないかといったことであろうというふうに思います。このことについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

公共温泉施設の料金の見直しに関する提案、これはまず料金改正の施行日についてでございますけれども、消費税の改定に合わせての実施は、過去に温泉料金につきましては5%から8%、消費税ですけれども、10%に消費税を段階的に上げる方針が国から示された際、たび重なる料金改定で住民に混乱が生じないように配慮した経緯があったことを踏まえまして、今消費税率10%増税のタイミングに合わせ実施させていただこうというふうにまずは考えたところでございます。

消費税率増税に係る各種料金改正は、しっかり時間を費やし、町民の皆様、議員各位に丁寧な説明を行い、周知期間を勘案しまして、今議会に提案させていただこうとしたもので、当初から公共温泉施設料金の改正案も同じタイミングで説明を申し上げようというふうに考えておりましたところでございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 とりあえずわかりました。

今回の料金改定対象施設は、6条例8施設だけのようですが、ほかの施設はどのようになっているか伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、6条例8施設だけの改正案を提案させていただこうというふうに思っているわけでございます。

今回上程となっていない条例につきましては、西和賀町峠山パークランド条例と西和賀町沢内バーデン条例の2つとなります。

まず、峠山パークランドオアシス館につきましては、料金設定として一般入浴場使用料と貸し切り入浴場使用料の2区分が設けられておりまして、今回改定対象の一般入浴場使用料としては、既に500円というふうになっており、他施設よりも高額な設定となっております。また、沢内バーデンにつきましては、入館料として、これも既に上限が500円となっております、オアシス館を除き、10月からは町内の公共温泉施設を同額にて運営していただけるよう、指定管理者へ料金の改定を求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 ちなみに、パークランドについて、今実態はどうなっているのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在の状況ということでよろしいでしょうか。

(何事かの声)

観光商工課長 現在は、峠山パークランドオアシス館につきましては、平成29年度までは指定管理といったことで運営をお願いしてきたところでございます。ただ、30年度からの指定管理、3年間の募集を行ったところ、応募がなかったといったことから、昨年度から条例改正をさせていただいた上、町が直営といたしましょうか、西和賀産業公社のほうに委託をさせていただいているという運営の状況でございます。

また、現在の施設の状況でございますが、現在は老朽化が非常に激しい状況でございます、特に外壁の落下が非常に多くなっており、利用者について安全性の確保が困難であるという判断の中から、4月から現在は休止の状態でございます。建物については休止ということではございますけれども、周辺の施設につきましてはハイウェイオアシスといった高速道路の利用者に利便をとったことも含めて利用できるような形をとらせていただいております、そういった部分につきましては昨年度と同様に委託

をさせていただいた中で管理をさせていただいているという状況でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 パークランドの温泉部分ですが、これは指定管理ではなくて、委託管理ということですか。わかりました。

通告してあることでありますけれども、聞くまでもないことであります、施設管理に要する経費を含む改定ということでもあります。料金改定によって経費の充足はできるかということを伺うわけでありましてけれども、全員協議会の中では全体的に2,300万円の増収を見込み、温泉部分では1,700万円とか1,800万円ぐらいのというようなことでありましたから、この料金改定やそこらで全体的な経営改善なり、あるいは経営を改善しようとしているものかどうかはわかりませんが、そういう実態だというふうに思いますけれども、そんなことも含めて本来であれば消費税改定や云々ではなくて、後ほど触れますけれども、本質的な部分も含めて協議しなければならない事案であったのかなというふうに私は思うのです。そういう意味で考え方を聞いておるわけでありましてから、その点について所見をお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今回の料金改定によって経費の充足はできるものなのかと、本来であれば経営改善も含めた形でしっかり論議をさせていただいたかったというようなお話だというふうに感じております。

まず、過去5年の利用料、もしくは使用料である収入と、施設管理運営費である指定管理料、または委託料の支出について比較した結果につきましては、収入が約7,305万円に対して支出が1億7,107万円であったと。収支の差額につきましては約9,802万円となっております。よって、今回の料金改定により支出額を議員おっしゃるとおり全て賄うということとはできないものであろうというふうに感じております。

また、ご指摘のとおり、改善計画により修繕費用も含めた料金改定を検討すべきであろうということにつきましては、ただいま説明させていただいたとおり、管理運営費に係る料金改定だけでは、当然収支の均衡というものは図れるような状況ではないということでございます。

一方で、公共温泉施設の全てが観光誘客を目的とした施設ではないわけございまして、町民の休養であるとか、地域に根差した銭湯的な役割、こういったものも兼ね備えておるといったことも含めまして、今後公共温泉各施設のあり方については全体的な検討を進めていく必要が同時にあるというふうに考えておるところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 全体的な施設については、もうちょっと後で触れますけれども、今観光商工課長からありましたが、9,800万円の持ち出しについて通告しておりますけれども、確かに全員協議会の説明の中で、あるいは町政懇談会の説明の中で温泉施設10カ所、施設管理費を含まない金額で過去5年間平均9,800万円の持ち出しということでありました。

同僚議員の一般質問の答弁では、過去5年間の平均の維持費は2億1,592万円、使用料収入を差し引いて年間約1,000万円の支出と答えております。これ以外に毎年のように数百万円から1,000万円単位、最低私は1億5,000万円ぐらいは出ているというふうに思っておりますけれども、少なくとも正式な答弁でも1億3,000万円の支出と答えております。

こういうものは、町民に対して正しい実態を示して理解を得るべきだというふうに思いますけれども、誤った説明でありませぬけれども、意図的に少ない金額で言っているのではないかというふうに思うのですが、その真意を伺いたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 説明の仕方がちょっと悪かったと

いったことになろうかと思えます。改めまして、ただいまのご質問についてということで、ただいまのご質問は先月開催された議会全員協議会の内容と、昨年の9月開催の定例会におきましてお答えした内容が異なるのではないかとというようなことだというふうに思えます。

改めまして、ご説明申し上げます。まず、一部修正を伴う事項でございます。収入となる利用料、使用料は、昨年9月定例会では8,300万円といったお話をさせていただきました。一部施設の収入に指定管理者が行う自主事業や入湯税が入っていることがわかりまして、その部分を除き、今回10施設の利用料、使用料について過去5年間の平均額を改めて計算させていただいたといったことでございます。この金額が平均額として約7,305万円であるといったことに改めさせていただきました。

また、支出に関する事項につきましては、施設ごと決算額の精査を行っておりまして、前回お答えをさせていただいた内容につきましては、指定管理者10施設、全て毎年実績報告を上げてくるわけですが、その表題部分にある金額の累計についてお答えをさせていただいたわけですが、今回決算額をさらに精査をさせていただいたわけで、先ほど説明させていただいた収入額分と、さらに自主事業支出を除き、前回のお話では源泉管理に係る経費であるとか、町が修繕工事をする部分についても含めた上で1億3,000万円というお話ございまして、今回はそういった投資的経費である町が行った金額を省いた上で、単純に施設の管理運営費といったことで説明をさせていただいたことから、金額の差異が生じたというふうに思っております。

いずれにしても、入浴料改定に係る現状収支は、入浴料など収支と施設管理運営費のみで改めて精査し、検討させていただいたという状況でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 意図的に問題によって過大に表現にしたり、過小に表現したりして紛らわしいような扱い方というのは、余りよろしくないというふうに思います。

注釈をつけておりますから、間違いではないのですけれども、町民も我々もその細かな注釈は気がつかないで、金額だけ残るものですから、年間この温泉施設に9,800万円の持ち出しだということの認識と1億3,000万円の認識だという思いの違いというのは非常に大きいというふうに思いますので、特に一般の町民の方々も非常に関心を持っている事案でもありますから、あえてそのことをつけ加えておきたいというふうに思います。

次に進みます。平成28年12月に西和賀町公共施設等総合管理計画が策定され、さまざまな施設の管理運営に当たっていると思いますが、同僚議員の一般質問や取捨選択の表現で議論されてきた経緯も含めて、町内の温泉施設のあり方を今後具体的にどのようにしようというか、どの程度の議論をなされたかをお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 説明が足りなくて、大変申しわけありません。それでは、ただいまのご質問についてご説明をさせていただこうというふうに思います。

現在の状況につきましては、まず公共温泉施設の収支状況のさらなる精査と合わせまして、料金改定に向けて準備を整えてきたといったところでございました。

また、近隣市町村でも平成の合併以後、点在する公共温泉施設による経費負担増により、民間売却や経営変更など、さまざまな取り組みを行っております。

そういった部分につきましても、昨年ちょっとお話をさせていただいたこともあろうかと思いましたが、他市町に出向きまして、そういった経緯であるとか、さまざまな問題点、課題というものを聞きつけております。

過日実施させていただいたわけですが、公共温泉施設所管課の連絡会議というのを現在行っておりまして、各所管による施設の前年度状況を新たなデータに加えることを作業指示しております。

また、町の全体のスケジュールと各所管課、観光商工課の所管と、またさらに他課にそれぞれまたがって温泉施設ございますので、そういったそれぞれの所管に係るスケジュールと全体のスケジュールをはっきりさせようということをお話をさせていただいております、継続してこれは検討を進めていっている状況でございます。

公共温泉施設のあり方につきましては、いずれにせよ今年度中にその方針を示したいというふうに考えておるところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 特に温泉施設の問題、例年多額の金額がかかっているものですから、このことが話題になるわけでありまして、必ずついてくるのはほかの施設も含めてという、全ての施設を含めてというような言い方になりますから、西和賀町の全体の施設の方向性を定めるということになってくれば、恐らく未来永劫にできませんよと言えちよつと言い過ぎかもしれませんが、緊急を要するもの、お金がかかり過ぎるもの、過ぎないもの、あるいは少し置いていいものというぐあいの部分の整理は必要だろうと思っておりますけれども、それら全部まとめて方向性を出してからこれらというのは、やらないということの表現に等しいというふうに私は聞こえるのですが。

それはともかくとして、今課長はことしじゅうにというふうに言っておりましたけれども、昨年9月議会の同僚議員の一般質問に対して、町長は「全ての施設を維持するのは難しいというのが共通認識だと思う」と。今言ったように「他の公共施設全てを含めた形で今後のあり方について住民と懇談する必要性を感じている」。

去年の9月ですよ、「ことしじゅうにでもそういう相談、課題を投げかけながら入っていかなければならないだろうと思っています」と、去年の9月議会の答弁ですが、町長、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 公共施設の維持については、公共施設自体が建築物としてまず十分であるかどうか、それから社会的に地域に対する使命をどのように果たしているか、また将来においてどのような可能性を持っているかというようなことから判断する必要があるというふうに思います。

この議会のたびに、そういうことは今まで聞かれてきたわけですし、それについては財政の問題もありますので、方向性はできるだけ早く出さなければいけないということでありました。それで私としては、次年度の予算にかかわるものについてはことしじゅうに方向性を出したいと。それから、さらにその翌年度以降に着手するものについては、来年の3月の予算編成を見た段階の中で全体を網羅したものを考え方と具体的な年次計画について示したいというふうに考えておりますので、そういう対応を。したがって、先ほど課長申し上げましたけれども、来年度の予算編成にかかわるものについてはことしじゅうに出したいし、翌年度以降に係るものについては3月までに方向性を示したいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 意地悪な言い方になるかもしれませんが、私が聞いたのは、「ことしじゅうにでもそういう相談、課題を投げかけなければならぬだろう」と、去年の9月議会で「ことしじゅうに」と言っているわけでありますから、そういう意味で、またことしじゅうにという同じような言葉が使われるというのはという感じに聞いたものでありますから、そのことを肝に銘じておいてください。

時間もあれですから、前に進ませていただき

ます。特に同僚議員、あるいはさまざまな面から言われておりますように、毎年かなり多くの金額がかかっている温泉施設でありますから、十分に肝に銘じながら、さまざまな面で検討していただきたいというふうに思います。

先ほど来ありましたけれども、この公共施設の問題は住民の理解と協力が欠かせない、これは当たり前のことであります。これらを解決させる、いろんな面で成功させるには、地域の合意がいかにか形成されるかにかかっていると言っても過言ではないと思います。

住民の暮らしに直結するテーマは、行政の積極的な情報開示が重要であると思います。例えば三重県の伊勢市では、毎月発行する「広報いせ」で、「考えよう、公共施設について」というシリーズ、13カ月にわたって住民意識を喚起しているわけであります。一方的に行政が方向を示す云々ということも当然大事でありますけれども、それについていかに住民の合意を得、やっぱりやむを得ないというような合意形成を受ける、そのための努力というのは欠かせないと思うのですが、そういったようなことも含めて町長はどのようなことをなされようとしているかをお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 公共施設でありますから、もちろん住民の皆さんがどのような評価、どのような期待をしているかということ把握しなければいけないというふうに思います。把握の機会、住民懇談会初め、また議員さん方とは全員協議会等初め、意見交換の場を繰り返すということになるかというふうに思います。

そして、その結果、最終的に何をつくり上げるかといいますと、この西和賀町が何を目指していくのかということはいかに実現に近づけていくかということだというふうに思います。それは、やはりこの西和賀町をつくろうとした旧沢内、湯田の合併協議会で相当議論されまして、将来の方向性を出しました。そのときに一番目

指したものは、それぞれが持ってきた歴史を十分に評価して、尊重して、新しい町をつかって、それを実現していこうという意見が出されたわけでございます。旧沢内のほうでは病院でございました。旧湯田のほうは温泉でございました。その資源、価値、歴史をいかに評価して新しい町をつくり上げるかというのが私個人の目標でもあり、西和賀町全体の大きな将来の目標だと思えます。

それに向かって、今回の一般質問でもほかの議員さんからありましたように、集中的な投資をすべきだということは、着々と投資をしてきたつもりでございます。1つは、新しい病院をつくるということ、これも今までないくらいの莫大な投資であったけれども、それが西和賀町の背負った大きな方向性だったから投資したのだというふうに確信しております。

そしてまた、先ほど来話が出ているように、温泉プールがどうのこうのということがございましたし、投資がありました。しかし、これも本来でいえば、画期的にやっていくとすれば、新しくつくるといことも集中的な投資の一つになったわけでございます。しかし、それは財政の問題もあるから、新築はひとつ引いて、集中的な補修をしていこうという形の中で、それをフルに活用して地域に対する効果をもたらそうということで、指定管理者も産業公社から水泳協会に移管しまして、そのつながりから戦略的に人を集めてきて、地域に恩返しをしようという形で展開しております。これがまさしくやってきた集中的な投資だったというふうに私は振り返るものでございます。

したがって、考え方はいろいろあり、全てを救済することはできないかもしれませんが、それなりの議論した歴史を背負いながら、着々と執行していく、許せる範囲内で執行していくということが我々の使命ではないかというふうに思えます。

今後さらに皆様方と議論をしながら進めたい

というふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいのでありますが、温泉施設の方向性については昨年の9月、そういう方向で、新しい方向性を見出すために着手するのだというふうにスタートを切ったのがその時点だったというふうに思えます。それを投げかけて、一定の答え、方向性を出していこうというのをことし、あるいは今年度中に示していくべきだという考え方で話ししてきたものであります。

どうぞこの町の将来のためによりしくお願ひしたいし、大いなる議論を進めたいというふうに思えます。

議長 深澤重勝君。

7番 たびたび聞くことでありますけれども、町長のさまざまな思いは改めて重ねて聞いたところでありますが、いろんな面で投げかけるとすれば、ことし5月にやった町政懇談会なんかでもこういう公共施設のあり方というのはやはり投げかけるべきだったというふうに思えます。

温泉施設一つとっても、今言ったように毎年毎年1億3,000万円、1億5,000万円もかかる事業でありますから、極めて大きな事業でありますから、それらも含めてそういう問題を、せつかくの町政懇談会に一言も出ていないというようなことからすれば、今申したようにいろんな機会に町民に投げかけてという言葉の信憑性というものをちょっと疑いたくなるわけでありまして、以後そのような取り組みをやっていただきたいというふうに思えます。

時間もあれですから、進みますけれども、今さら言うまでもないことであります。バブル時代も含めて、過去の箱物行政で建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える中で、計画的に施設管理を行うことで維持管理、更新に係る財政負担軽減、平準化や施設配置の最適化を図っていかなければなりません。

当然ご存じだと思いますが、国はこれらに対して地方財政措置を講じて取り組みを支援してきた中で、公共施設等適正管理推進事業債とし

て地方財政措置をリニューアルしているよう
あります。対象として、きのうの一般質問で答
えている部分もありましたけれども、①として
集約化・複合化事業、②として長寿命化事業、
③として転用事業、④として立地的適正化事業、
⑤、市町村役場機能緊急保全事業、⑥、除却事
業の6つのようであります。内容については名
前のおりで、措置内容としては事業費の90%
について事業債充当可能として、地方債の償還
金の50%については、ご存じのおり後年度交
付税基準財政需要額に算入されるようでありま
す。

自主財源も乏しい我々のような自治体、特に
もいろんな事業を活用しながら対策を講じてい
かなければならないというふうに思います。結
論が出るまでは、先ほど来ありましたように、
町民の理解、合意を得なければならぬわけ
でありますから、時間がかかります。ましてや合
併自治体は、余計なエネルギーを必要としま
す。であるがゆえに、早く取り組まなければなら
ない。いろんな機会を通じて、住民にそういう意
識を喚起しなければならないということ強く
思うわけであります。

先ほど来言っておりますけれども、ですから
消費税率改定に合わせて何%の料金改定など
と言っている場合ではないだろうというふうに私
は思うのであります。そういう意味も含めて、
改めて町長の決意を伺いまして、私の一般質問
を終わりたいと思いますが、改めて町長の決意
のほどをお願いします。

議長 細井町長。

町長 今般の消費税改定に、改めて今まで着手
してこなかった使用料、利用料、それで経費を
賄えるものではないけれども、やっぱり一定程
度の財源確保のために負担していただくとい
うことをきちっと位置づけましょうというこ
とで提案させていただきました。

それで財政が好転するものではないというこ
とで、根本的にはこれまで歴史的に高度成長の

ときも含めて投資してきた施設そのものにつ
いての今後のあり方については、当然そこに着手
しなければ町の財政というのはどうのこうの
という議論には及びませんので、今後の課題はそ
こに集中的にこちらからも考え方を提案するし、
意見をいただきたいと思ひますし、住民との懇
談会を通して答えを出していくということにな
ると思ひます。どうぞよろしくお願ひを申し上
げます。

議長 深澤重勝君。

7番 ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。お粗末で
したが、大変ありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いた
します。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、高橋宏君の質問を許しま
す。

高橋宏君。

8番 おはようございます。沢内地区弁天の高
橋宏です。今回の西和賀町議会選挙は、定員以
上の立候補者がなくて無投票での当選、議席を
得ることができました。これは、全国的傾向に
なっているとはいえ、住民からの評価、信頼を
必ずしも得たとはいえません結果であります。こ
のことから、議会の劣化につながったと思われ
ないように、住民からの信頼を得られる努力を
する4年間にしなければとの思いで本日の一般
質問を行いますので、よろしくお願ひいたしま
す。

私が通告している項目は、志賀来スキー場の
整備運営についてと町民バスについてでありま
す。先輩議員が志賀来スキー場クロスカントリ
ーコースについての質問を行った後であります
けれども、私はワークショップが行われました
志賀来スキー場のクロスカントリー整備につい

て、関係機関からの要望が出ており、その内容を確認し、コース整備の妥当性、必要性の検討を関係者及びスキー関係者を交えて行うという形で、昨年10月、12月、ことしに入って2月と3回にわたりワークショップを行いました。町としてこの結果をどのように総括しておるでしょうか、お伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 昨年度行いました志賀来スキー場クロスカントリースキーコース、こちらの整備検討のワークショップにつきましての町としての総括というご質問でございました。

先ほどと重複するところはございますが、専門家である方々、そして町のスキー関係者、また町の関係者の皆様方からさまざまなご意見、率直なご意見をいただきました。よりよいスキー場をつくるためにはどうしたらいいのか、またさらにスキー場としての活用のみならず、ほかの活用があるのではないかと、さらには利用者の底辺拡大と、そういったさまざまなご意見をいただいて、とても有意義な会議になったと思っておりますし、そこを踏まえた上でこれからの整備検討に当たっていききたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この結果を受けて、町ではどのようにいたしますか、どこまで整備をしていくのか。年次計画などを立て、その予定があるのでしたらお聞かせ願いたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 ワークショップで協議されたことについてのこれからの年次計画ということでございます。まずもって、ワークショップの中でコースのありよう、整備について、さまざまな必要性、妥当性を検討いただきました。

その結果でございますけれども、新しいコースを整備する、そして駐車場の横にある立ち木、こちらのほうを伐採する、それから排水施設の

整備、設置を行うと、そして4点目に照明設備、施設を追加する、さらに5点目、ジャンプ台及びリフト支柱の撤去、6点目、コース整備機能つき圧雪車の配備、この6点について取り組む必要があるというご意見をいただいているところでございます。

そこで、今年度でございますけれども、新コースの整備と駐車場横にある立ち木の伐採、この2点について取り組んでいきたいというふうに考えております。

そのほかにつきましては、今後第2次西和賀町総合計画に従って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この検討会の中で湯田スキー場とのすみ分け、つまり湯田のスキー場のほうをアルペンの専門コース、志賀来のスキー場のほうをクロスカントリーの専用コースに特化するというような議論が出ました。ただ、あくまで志賀来スキー場のコース整備を行った後で行うというふうに認識しておりますけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。

議長 佐藤教育長。

教育長 湯田スキー場とのすみ分けというところでございます。現在湯田スキー場はアルペン競技、志賀来スキー場はアルペン競技とクロスカントリー競技、この2種目を行うことができる状況にあります。

今議員のお話のとおり、ワークショップにおきましてアルペン競技を湯田スキー場に集約できれば、志賀来スキー場はノルディック専用コースとしてより施設を充実させることができ、また夏季のトレッキングコース等活用の幅が広がるというようなご意見もいただいているところでございます。

これから西和賀町のスキー協会及び利用者、利用団体と協議を行いながら、種目別に特化した施設として集約していけるように、さらに各

施設の利活用を図っていきけるように協議を進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 特化していかなければいけないというのは少子化の中で、会議の中でもあったのですけれども、いたし方ない部分もあるとは思いますが、先ほど言いましたようにどちらにも不利益をこうむらないように、整備が終わった後でどちらか一方に集約するというような方向性は継続していただきたいと思えます。

今後の運営方針について伺います。先輩議員が先ほど質問したのですけれども、今回全員協議会と住民の懇談会で料金設定の話が出されました。ワークショップの中でもこの提案が一度出され、その際出席者、数多くのクロスカントリーの選手を育てている指導者の方から反対の意見が出ました。私もその場にいたのですけれども、かなり強い口調での反対、私は激怒しているなというふうに感じたのですけれども、このワークショップの結果を受け、特にこの3回の会議の中でも一番激論という場面だったので、これを受けて今回料金設定の話が出て、案が出て、再度検討するというので、今回の議会には上程されませんでしたけれども、いずれ全員協議会と住民懇談会に上げる際、このワークショップの中での料金の設定の話がどの程度考慮され、また地域指導者、関係者から意見を求めた結果この案が出されたのかをお聞きしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 ワークショップの後、関係者との意見協議があったのかと、説明等もあったのかというようなどころも含めというふうに承りました。

先ほどご説明をさせていただきましたとおり、さまざま近隣との比較云々ということを考えてきたところでございますけれども、最終的に先ほど深澤議員にご説明させていただいたとおり、料金の設定につきましてはアルペンスキーの算

出を基準にしながら設定をさせていただいたということでありまして、あとは料金の徴収の必要性につきましては公共施設として、その種目等関係なくお願いしたいということでご説明をさせていただきたいと思えます。

議長 高橋宏君。

8番 このワークショップのまとめの13ページにもあるのですけれども、今回のワークショップで終わりではなく、継続的に地域の人たちと話をすることが求められるとあります。私もワークショップの意義は、非常にここにあるのではないかなと思えました。

先ほど言ったように、担当の方がかわっているとはいえ、今回のワークショップの中でも一番話題に上ったことがこの料金設定の話だったと思うのですけれども、せっかくワークショップをやって、先ほど総括を聞いて参考になったという話があったのですけれども、基本的にこのワークショップの結果、取りまとめが、先ほど言いました地域の方と話をしながら志賀来スキー場をよくしていくのだという基本的考え方が今回は守られていなかったのではないかと、これが実行されていなかったのではないかとというふうに感じるのですけれども、その見解を伺います。

議長 佐藤教育長。

教育長 協議につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、今後のスキー場のあり方について、湯田スキー場とのすみ分けについて、それからこれからもまだまだ年次計画の中でコース整備をしていくという中において、いろいろとご説明をさせていただいたり、それから必要に応じてご意見をいただいたりということが必要だなということについて今後の継続というところでございますし、料金につきましてもこれからもご説明させていただきながら、ご理解をいただきながら、そしてよりよいコースづくりのためにそれも必要なことだなどご理解いただければなというふうに考えます。

協議につきましては、これからも継続していくことに変わりはありません。

議長 高橋宏君。

8番 私、今回の件でワークショップに参加していたということもありますし、料金設定の案が出されたという時点で何人かにお話を聞いたのですけれども、今言われたとおり、町からの意見は求められている様子はありませんでした。

クロスカントリーコース、住民懇談会でも担当課長は行って見るべきだというような話があったのですけれども、現実的問題、今春の時点でクロスカントリーコース、ほかに行っても、なかなかわからない部分があるとは思いますが、大会をする上で、クロスカントリーコースを設定する上で、カッターつき圧雪車でカッターコース、クラシカルのコースをつけていないで料金を取るとするのは、ちょっとほかでは考えられない状況です。これは、関係者にちょっと聞けばすぐわかることだと思うのです。

ちょっとこの問題こじれているといいますか、何か感情的な方向ではなくて、先ほどから言っていますように、いろいろ選手が育っていますし、何とかいい方向にしていこうと、両者が歩み寄ってこういうワークショップなり、今後の開発をしていこうというときに、要望する側と、あとは執行する側でいろいろ事情が違うのはわかるのですけれども、最終的目標が一緒であれば何とか話をしながらやっていけるのではないかと。大きな会議持たなくても、地元で経験者がおります。立派な指導者もいるからこそ、このような選手も育っていると思いますので、そういう方ももう少し気軽に話しながら、いい方向にするにはどうするのだというような、そういう話し合いが欠けていたために、何かボタンのかけ違いといいますか、そんな感じで感情的になっていると思うのですけれども、そこを解消していかないと、なかなかこの問題はいい方向には進んでいかないのかなと思うのですけれど

ども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

議長 佐藤教育長。

教育長 昨年度設けましたワークショップにつきましては、全日本スキー連盟の方にも来ていただいたりということでしたが、これからは町の中の問題として、その方向性に準じながら、どうしていったらいいのかなということ町の関係者の皆様方と協議をしていきたいというふうに思っております。

同じ目標に向けて、よりよいものをつくっていききたい、そしてきのうのお話もありましたけれども、これからの西和賀を背負っていく子供たちのためにということについては共通の認識を持っている、共通の目標を持っているというふうに考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひしたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ここからは町長にお聞きしたいと思うのですけれども、クロスカントリースキーにおいては、オリンピックを目指している社会人の田中ゆかりさん、高校生では県内トップ、全国でも入賞している大堰徳さん、また沢内中学校、沢内小学校高学年においても県内トップ、そして全国レベルの競技者が出ております。町内において、これほど競技者が育っている競技があるでしょうか、お聞きいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまのクロスカントリーのほうの実績の評価ですので、そのとおりですので、非常に頑張ってください、我々の誇りとするところであります。これは、西和賀町の置かれている環境、冬季の雪国であるという、そういう地域資源を活用したところで人材が育ったということだというふうに思います。これまで取り組んできた、また指導いただいた皆さんに敬意を表したいと思っています。

議長 高橋宏君。

8番 町長は、東京オリンピックの聖火リレーで、西和賀町がそのコースに入っていないということで県に要望に行かれたり、またオリンピック開催に合わせてコートジボワールとのホストタウンの締結を目指すなど、オリンピックを活用して町の活性化に取り組もうとしているようですけれども、先ほど紹介したように、この町に生まれ育った田中ゆかりさんがオリンピックを目指して、西和賀町を拠点として活動しております。もし彼女が2022年、北京オリンピックに出場できれば、西和賀町と志賀来クロスカントリーコースが必ずや注目されるはずですよ。その可能性がある今、町として率先して志賀来クロスカントリーコースの整備に乗り出すべきと考えますけれども、町長のご所見をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまオリンピックを目指してという、素晴らしいことだと思います。それと関連して、志賀来のコース整備ということでしたけれども、オリンピック選手級の育成に、あるいは指導体制に志賀来コースがどれほど位置づけられるかというのは現段階で認識していませんので、いろいろ関係者から情報をいただきながら、できる限りのことはしていくべきかなというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 ある意味整備が不十分な中でもこのような選手が育っているということは、もう少し手をかけてあげれば、もっと子供たちが育つのではないかと、そういう考えで整備してほしいという思いでの質問でしたけれども、町としての事情があるのは重々承知で質問しているわけですよけれども、町長もわかっているとは思いますが。

改めまして、志賀来のクロスカントリー整備の必要性というものについて、私自身考えるところを申し上げたいと思うのですけれども、西

和賀町特有の雪を利用した施設であるということです。これは、もう本当に西和賀の特色を生かしているということです。そして、先ほど言ったように、子供たちが素晴らしい実績を残しております。子供たちを物に例えれば失礼な話なんですけれども、町が進めるユキノチカラブランド、ある意味この子供たちは西和賀の豪雪を利用し、それを力にかけて全国へ発信されていると考えていいのではないのでしょうか。

そして、整備次第で県内でナンバーワンのクロスカントリースキーコースとなれる可能性があります。町内の体育施設の中で、なかなか県内ナンバーワンコースというのは難しいと思うのですけれども、このクロスカントリースキーコースではナンバーワンになれる可能性があると思っております。

ワークショップの結果を受けてもですけれども、冬場の利用だけでなく、夏場の利用、合宿誘致、観光面の効果と、町にとってもかなり大きな貢献があると考えておりますので、西和賀町にとって非常に有益な施設であるということをお伝えし、引き続き町の強力なバックアップを期待して、この部分の質問は終わらせていただきます。

続いて、町民バスについてお聞きしたいと思います。昨年10月より町民バスが運行されておりますが、運行を行った上で町で精査しているとは思いますが、現在のところの状況についてお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 町民バスについてお答えをしたいと思います。

運行ルートの見直しについてもあわせてお答えをしたいと思います。ご案内のとおり町では昨年10月からこれまでの患者輸送車にかえて、利用目的を限定しないおでかけバスの運行を始め、現在に至っております。

ことし4月からは、湯田地区の利用者からのご意見を踏まえ、週がわり2便運行していたバ

スを、同じ日に2便運行のスタイルに変更しております。同日2便運行は、沢内地区と同じ運行スタイルになってございます。

10月からの本格運行に向けて、実証運行の利用実態を調査することとしております。具体的には、移動の起終点における利用の目的等を把握する調査となります。その結果を踏まえ、今後の運行ルート等を決めていくこととなりますが、現時点で大きな課題はないものと捉えていることから、軽微な変更はあっても、大きなルート変更はないものというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 このバスは、最初病院患者バスから移行したわけであって、買い物客にはとても便利になったというような声があるのは事実だと思います。

逆に病院診療、例えば午後からの眼科診療に行く場合には、患者バスではなくなったため、不便になったというような声も聞くのですけれども、このようなことに対する対策は今後どのように考えているのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 ただいまの質問には、私のほうから答弁を申し上げます。

今議員から眼科診療のお話でしたが、さわうち病院における眼科診療の体制についてまずはお知らせしておきたいと思いますが、現在月2回の金曜日と月1回の日曜日に眼科診療行われております。毎月3回、これは外部の先生から診療応援をいただきながら開設しているものでございます。

おでかけバス以前の患者輸送バスとして運行していた際には、このうち金曜日1回のみではありましたが、沢内方面を回るバスについて、通常の日曜日の運行経路を回ったほかに眼科受診の患者送迎を行うため、特別にもう一便ふやして巡回を行っていたものでございました。それがおでかけバスになった際に、運行時

刻などの一部見直しが行われた結果、眼科受診用のバスについては時間の都合上運行が難しくなったため、これをひとまず休止としていたものでございます。

その後、このバスを利用して眼科を受診していた何人かの患者さんから問い合わせもございましたが、事情を説明して、まずは家族や知人の方に送迎を頼んでみることを促したり、平日の金曜日より、比較的家族などが対応しやすい日曜日に受診していただくことなどで対処しながら、ここまでしばらく様子を見てきたところでございます。

心配しておりましたことは、眼科受診が必要な患者さんの中で、今申し上げたような対応も難しく、どうしても通院手段が確保できないため、受診に至っていない患者さんが果たしていらっしゃるのかどうかということでありましたが、このあたりの状況を当院の眼科担当看護師に確認いたしました。この看護師が把握している限りにおいては、そうした患者さんは今のところ心当たりがないということでありました。

ただ、こちらで拾い漏らしているフォローできていない患者さんが全くないとも言いきれませんので、もし今後このような患者さんがいらっしゃるということがわかれば、個別に対応策を検討したいと考えているところでございます。

なお、常設の内科、外科以外のいわゆる特設診療科は眼科以外にも複数ございますけれども、診療日に合わせて送迎バスを運行していたものは眼科しかございませんでしたので、今回は特にこうして経過観察を行っているということを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 住民の声を聞きながら対応していただきたいと思うのですが、先ほど担当課長からは特に大きな問題はないというようなお話がありましたけれども、運行の見直しなども今のところ湯田地区で変えたほかは考えていないと

ということだったのですけれども、乗降客の少ないというか、ないところが、例えばまちなか交流館でほとんど乗りおりがないということも聞いておるのですけれども、そのような乗降客の少ない、ないところなどについての今後の見直し等は考えていないのでしょうか、お願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、利用状況を見ますと、まちなか交流館の利用は若干少ない部分がございます。湯田地区においては、何回かは利用されていますが、沢内地区のルートに乗客からすると、利用者は今のところゼロという状況があります。

ただ、今までの状況も踏まえた中で利用実態調査も行いますし、今後の利用状況を総合的に考えながら判断していきたいというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 住民の声をいろいろ聞きながら、便利にしていきたいと思いますのですけれども、現在バスは2台あります。走行距離というのは、現在のところどのぐらいになっているのでしょうか。かなり走っているようなのですけれども、現在の走行距離から見て、いつごろ更新になるのか。ほかのバス等もあるでしょうから、大体どのぐらいで更新しているというようなことが逆算して出てくると思いますので。

その更新の際に、先ほどからいろいろお話出ているように、湯田地区のほうは少し乗降客が少ないのではないかと。10人以上乗ることが湯田地区のほうに比べて少ないというふうに聞いておるのですけれども、もし更新に当たりその辺も考慮しながら、片方の乗降客の少ないほうは小さな車両へ変更していくというふうなお考えはあるのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず、現在利用していますバスの運行の距離でございますが、湯田バス、青いバスのほうは25万5,000キロぐらいの走行距離になってますし、沢内の赤いバスのほうは32万6,000キロという走行距離となっております。

更新の時期になってくるわけですが、そもそも町の財産であるバスですが、全ての財産に共通するわけなのですけれども、できるだけ大事に使って長もちをさせたいというのが町の考えではあります。

おでかけバス、先ほど30万キロから20万キロというお話をしましたが、1日の平均の走行距離からしますと、まず178キロぐらいの走行となっています。これを月20日程度走行していますので、1年間で約4万2,000キロほどの走行ということになります。仮にですが、100万キロ、メーター1周するというふうな状況まで仮定した場合は、あと15年ぐらいの計算という、計算的にはそれぐらいにはなります。

ただ、おでかけバスを利用している方の安全性が保てないような状況というのが出てくると思います。外回りがおかしくなったり、エンジンがいかれたりという場合があると思いますので、そういったことの支障が出る前には更新の検討はしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

あと湯田地区のバスの利用者数が少ないという点でございますが、ちょっと調べてみますと、確かに10人以上超えて運行するのが月平均で4回ぐらいという状況になっています。ただ、中には20人超えるという場合も1回ありましたし、今後使用していく、おでかけバスを継続して運行していくという中で、先ほども申しましたが、利用状況をもう少し見ながら判断していかなければならないと思っています。

ただ、バスの小型化といった場合ですが、そういった場合は更新の時期を踏まえた中で、やっぱりそこも含めた中での検討という形にはなるかと思っています。

議長 高橋宏君。

8番 今長寿命化の話が出たのですけれども、なかなか予算が厳しい中では、そういう話が出てくるのは当然だと思うのですけれども、西和賀町は冬場の走行が非常に長いです。今はほとんど除雪も融雪剤をまいての道路除雪といいますが、融雪剤をまくことが多いので、その対策として洗車機などを購入して、バスの長寿命化に努めるというような計画はないのでしょうか。また、現在そういうようなことが行われているのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 バスの長寿命化についてのご質問でございます。長寿命化につながるものと考えられる点としては、まずは屋内、車庫の中に入れて管理をしていますので、その点では冬場であったり、雨降りの時期であったり、そういった部分ある程度長寿命化にはつながっているのかなというふうに思っております。

あとは、冬の時期のご質問でございました。確かに当地域は降雪地帯、雪が降り、それを解かすために融雪剤を使っておりますので、走行するたびに冬期間はバスにそういった融雪剤が付着します。

湯田バスについては走行後、車庫が湯田庁舎の前ですので、水洗いを常にするようにはしております。ただ、沢内のバスなのですが、今駐車しているのが旧さわうち病院の車庫に入れておりますので、水の状態がちょっと不便というところがありまして、週何回か湯田庁舎に回ってくるときに、そこで洗車をしながら車庫にまた戻ってもらうというような形で今対策をしているといえますか、やっている状況でございます。

確かに今後の対策としては、スチームなども購入するというところもある程度検討していかねばならないかもしれないというふうには思います。

議長 高橋宏君。

8番 何とかそういう対策をとっていただければと思うのですけれども、ことし計画では10月から町民バスが有料化、100円を取るということで計画されているのですけれども、有料化に向けての管理体制、直営か民営かなどについて現時点でどのような変更、どのような体制で管理運営していく計画になっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 管理運営についてのご質問でございます。現行の管理体制は、直営となっております。去年の10月までは委託という形でやってございましたけれども、10月から直営という形で、今7カ月を過ぎようとしてございます。

現在の状況で判断させてもらおうと、このままとりあえず直営を継続していく方向で今考えてはおります。ただ、今後運行していく中で委託であったり、そういった部分も利用状況といえますか、実施状況といえますか、管理しながら、その状況を見ながらまた判断はしていかなければならないものというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 有料化することによって、バス会社の場合は運行管理者とか必要になるとかというさまざまな規制といえますか、あると思うのですけれども、管理体制においてそのような変更が、有料化によって変わってくるのでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 運行管理者につきましては、町の職員が運行管理者となって管理するという形になりますので、特に大きな問題点にはならないかなというふうには思っております。

議長 高橋宏君。

8番 現在は、運転手2人体制で行っておりますけれども、どうしても緊急に休みの場合とかあると思いますけれども、そのような場合の体制と、これからお金を取っていくわけで、無料から有料化に向けて、町民の目もいろんな意味で厳しくなるといえますか、お金を取っている

のだからというような話があると思いますので、職員研修などについての計画についてお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 まず、運転手さんが急に休んだ場合の対応ということになりますが、臨時的な運転者さんをお願いする場合もございますし、役場の中で免許を持っている方をお願いしての運行というスタイルをしたりもしております。

有償となった場合ですが、やはり二種免許というのがまず条件になってきます。ただ、一種免許であっても、市町村運営有償運送運転者講習という講習を受けると、今回のような有償運送に携わることができますので、実は今回の6月補正の中でも補正予算として要求させてもらっておりますが、その講習費の費用を補正予算として計上させてもらっております。そういった形で、有償運行になった場合は対応していきたいというふうに考えております。

あと職員研修でございますけれども、私の知る限りでは職員研修は今のところしていないというふうに把握しています。ただ、運転手さんとの情報交換であったり、いろいろな運行上の管理部分については、毎週1回担当者、また私も入ることもあります。含めた中で1時間程度お話をするという事はやっております。

今後そういった研修も含めて、それも一つ検討していかなければならないものというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 私は、この町民バス、添乗員、どういう表現していいのかあれですけれども、介護ではないでしょうけれども、1人乗っていただいたほうが安全面でいいのではないかなと思っております。

余計10月から有料化された場合、料金をどのようにして取るのか、この管理は誰がするのか、その場合運転手一人で全て管理できるのかというような問題から、添乗員をつけた形のほうが

いいのではないかと思いますので、料金ボックスをどこに置くのかということも含めてお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず、料金ボックスからお答えしたいと思います。料金ボックスですけれども、現在運行していますおでかけバスの運転席の左側に運賃徴収用の箱を設置しようと考えてございます。

具体的な運賃領収までの流れは、乗車された方がおりる際に現金100円を運賃箱に入れて降車していただくという流れを想定してございます。

あと添乗員のお話でございますが、添乗員につきましては以前患者バスを運行していたときにもあったように承知しております。ただ、現在のところは今議員さんおっしゃいますとおり、乗務しない形での運行となっております。

ことしおでかけバスの利用者の実態調査を行いますので、10月の本格運行に向けた中で、いろいろ調査した中での意見を踏まえながら、今後の対応は検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 運転手の左側に置くという話だったのですけれども、両方ともバス乗降する場所は真ん中ですよ。そうすると、例えば後ろに乗った方がおりる際に前の運転手のところまで行って、そしてまた真ん中に戻ってきておられるということですよ。

課に聞きに行ったときは、介護認定者を想定したバスではないというような話があったのですけれども、西和賀町は乗用車のニーズが非常に高いです。このバスに乗る方は、乗用車に乗れなくなった方なり、膝が悪いとか、腰が悪いとか、そういう方が乗っているのが実情だと思います。介護のバスではないという町の話はわかるのですけれども、現状を見たときに、利用者がバスの中を奥まで行ったり、前まで行った

りとか、そういうことを強いられて大丈夫ですよという方々が全て利用しているのかというのは、ちょっと私は疑問に思います。

今高齢者の事故が多発しているということがありまして、私ちょっと聞いてみたのですけれども、西和賀町のデータは残念ながらなかったのですけれども、北上市では返納者、ことしの1月から4月は99件あったそうです。同時期、昨年1月から4月は24件、それが今回99件。昨年1年間で83件しかなかったものが、ことしの1月から4月で99件あったと。これは多分西和賀町でも同じような傾向がこれから出てくるのではないのかなと思いますし、昨年の12月末現在ですけれども、65歳以上の運転手は1,350名いて、80歳以上は286人いるということです。この方々が免許を返納し、バスを利用するようになると思いますし、この方々だけでなく、この方々が運転しなくなることによって、その方々に乗せていってもらっていた方もバスを利用しなければいけなくなるということで、ニーズとしては非常にあると思うのですけれども、ニーズがあるがゆえ、乗っている方々に不便をかけないように、また乗っていただくようにという安全管理面では、この添乗員は必ず必要ではないかなと思うのですけれども、その点について再びお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

高齢化率を背景に、日常の移動に支障を来す方々が今後さらに増加することは確かに見込まれますが、南北50キロと細長い町の地形なども考慮しますと、交通手段の確保に当たってはJR北上線、岩手県交通の路線バスを柱として、タクシーやおでかけバス、地域サロンによる支援を効率よく組み合わせた対応をしていくことが重要だなというふうには考えております。

その中で、おでかけバスの添乗員でございますけれども、やはり利用者の実態、お声を伺いながら今後のあり方を検討していきたいという

ふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 制度的になかなか難しい部分があると思いますから、制度を曲げてでもとは言いませんけれども、先ほど言ったようにニーズがふえてくることだけは確実ですし、県交通の話もされたのですけれども、では岩手県交通はいつまで運行してくれるのかというような、いろいろな問題もあると思います。

いずれ10月から有料化で運行するということですので、問題点を今から把握しながら、よりよい形で移行していただければなと思っています。

私の通告している2点については以上ですので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第2、報告第1号 平成30年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第1号 平成30年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

平成31年3月4日に議決をいただきました平成30年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）に係る繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和元年度に繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額

は、議決をいただいた10事業、5億7,254万9,000円から、平成30年度で支出済みとなった2億4,549万7,000円を除いた3億2,705万2,000円を令和元年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第1号 平成30年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、議案第32号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第32号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから、事務事業の執行に向けた準備をしたところ、調整が必要なもの、予算編成上の都合や財源確保の点で当初予算に計上できなかったが、緊急性が認められるものなどを中心に予算を調整しようとするものであります。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,329万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,829万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、過年度公共土木施設災害復旧補助事業として430万円を追加し、町道舗装改良事業ほか3事業については、事業費の増に伴い、それぞれ借り入れ限度額を増額するものです。

主な補正の内容は、プレミアムつき商品券事業1,626万3,000円、予防接種事業239万4,000円、中山間地域等直接支払事業1,694万円、多面的機能支払事業2,280万3,000円、商工振興費臨時事業590万円、道路除雪車両管理費1,700万円、小学校施設維持管理費1,255万2,000円、中学校施設維持管理費731万9,000円などを増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。10ページをごらんください。2款1項6目企画費、移住・定住推進事業の移住支援事業費補助金100万円の補正は、東京圏から西和賀町内の中小企業等に就職し、世帯で移住した場合に最大100万円の補助金を交付するものです。空き家等対策事業の空き家相談会専門員謝金20万1,000円は、空き家となっている物件の適正管理と有効活用を促進するため、専門家による住民向け相談会を開催する経費を補正するものです。

11ページ下段から12ページになりますが、3款1項1目社会福祉総務費、プレミアムつき商品券事業1,626万3,000円は、消費税率が10%に引き上げられることに伴う低所得者や子育て世帯の消費に与える影響の緩和と、地域内の消費を喚起、下支えすることを目的として行う経費の補正となります。

13ページ、3款2項1目児童福祉総務費、次

世代育成支援対策地域協議会事業141万9,000円の補正は、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務を委託しようとするもので、印刷製本費を減額し、組み替えの上、委託料を増額しようとするものです。

13ページ下段から14ページになりますが、4款1項2目予防費、予防接種事業239万4,000円の補正は、都市部等で大流行している風疹の感染予防防止のための追加的対策として、風疹抗体検査、風疹予防接種、クーポン券の印刷及びシステム改修に要する経費になります。

15ページ、6款1項5目農地費、中山間地域等直接支払事業1,694万円及び多面的機能支払事業2,280万3,000円の補正は、県支出金の内示額に合わせ、交付金の額を増額しようとするものです。

6款2項2目林業振興費、岩手県特用林産施設等体制整備事業128万5,000円は、県補助金を活用し、1団体に対し、菌床シイタケの生産資材の導入を補助しようとするものです。

7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業590万円は、プレミアム商品券発行事業補助金になります。健康福祉課が行う低所得者、子育て世帯向けプレミアムつき商品券事業とあわせて事業を実施することにより、町民に幅広く利用できる体制を整え、地域内の消費を喚起、下支えすることを目的に行う事業に要する経費を補正しようとするものです。

3目観光費、観光施設維持管理運営費323万4,000円は、沢内バーデンの劣化調査及び施設長期保全計画の策定に要する経費を補正しようとするものです。

16ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、道路舗装補修事業347万9,000円は、町道の補修に要する経費を増額しようとするものです。町道舗装改良事業500万円は、国費を活用して行う町道東側幹線ほかの道路舗装改良工事について工事費を増額しようとするものです。

3目道路除雪費、道路除雪車両管理費1,700万円は、除雪車両の車検整備に係る費用を増額しようとするものです。

5目橋梁費200万円は、国費を活用して行う橋梁改修事業について、今年度の内示額に合わせて事業費を増額しようとするものです。

17ページ、10款2項1目学校管理費、小学校施設維持管理費1,255万2,000円は、湯田小学校校舎及び沢内小学校校舎のほか、廃校となっている校舎の劣化調査を行い、施設長期保全計画を策定しようとするものです。

2目教育振興費、特別支援教育支援員配置事業159万2,000円は、湯田小学校に配置する支援員を増員しようとするものです。

18ページをお開きください。10款3項1目学校管理費、中学校施設維持管理費731万9,000円の補正は、湯田中学校校舎及び沢内中学校校舎の劣化調査を行い、施設長期保全計画を策定しようとするものです。

10款5項2目体育施設費、志賀来スキー場維持管理費12万円は、クロスカントリーコースの造成に係る委託料を補正しようとするものです。

次に、歳入ですが、8ページをごらんください。14款1項1目民生費国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金16万2,000円は、システム改修分として、また介護保険低所得者保険料軽減負担金409万9,000円は、低所得者に係る介護保険料の軽減分に対する国庫負担金になります。

3目災害復旧費国庫負担金968万7,000円は、平成30年度から繰り越しとなった過年度公共土木施設災害復旧事業の国庫負担金の確定に伴うものです。

14款2項2目民生費国庫補助金1,626万3,000円は、低所得者、子育て向けプレミアムつき商品券事業に対する国庫補助金になります。

3目衛生費国庫補助金65万2,000円は、風疹の予防接種等の追加対策事業に対する国庫補助金になります。

5目土木費国庫補助金685万円の減額は、公営住宅改修事業に係る社会資本整備総合交付金の内示額確定に伴う補正になります。

15款1項1目民生費県負担金204万9,000円は、低所得者に係る介護保険料の軽減分に対する県負担金になります。

15款2項1目総務費県補助金のうち、地域経営推進費240万6,000円の減額は、県補助金の内示額確定に伴う補正になります。また、移住支援事業75万円は、移住支援事業に対する県補助金になります。

2目民生費県補助金のうち、市民後見推進事業費43万8,000円の減額は、県補助金の内示額確定に伴い補正するものです。また、妊産婦医療費助成事業20万5,000円は、妊産婦の医療費助成に対する県補助金になります。

9ページになります。4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金2,978万7,000円は、中山間地域等直接支払交付金からいわて中山間地域いきいき暮らし活動支援事業費までの交付金等について、県の内示額確定に伴って調整するものです。2節林業費補助金、岩手県特用林産施設等体制整備事業費128万4,000円は、シイタケ生産団体1団体への補助事業に対する県補助金になります。

19款1項1目繰越金1億944万8,000円は、今回の補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

21款1項3目土木債1,390万円は、国の交付金の内示額に合わせ調整するものです。

6目災害復旧債430万円は、平成30年度から繰り越しとなった過年度公共土木施設災害復旧事業の起債対象経費の確定に伴うものです。

次に、5ページ、第2表、地方債補正についてです。国の交付金の内示に伴い、町道舗装改良事業費ほか3事業を変更し、平成30年度からの繰り越し事業に係る災害復旧事業債を430万円増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原

案どおりご決定くださいますようよろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 歳出の15ページ、沢内バーデンの施設の劣化調査と、17ページも学校の施設の劣化調査業務委託料ということで計上されていますが、この劣化調査については、沢内バーデンも小学校、中学校も同じような内容のものをやるのかということと、その調査の詳細についてお伺いしたいというふうに思います。内容が同じなら1カ所で組んでいいです。違うのであれば。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 違うかどうかというのはちょっとあれですけども、まず沢内バーデンについてお答えさせていただきます。

町のほうでは、公共施設等の総合管理計画を策定させていただいて、これは全体的な計画なわけでございまして、今後各施設ごとに個別計画を策定するという事になってございます。その一環ということもございまして、温泉施設のあり方については、午前中にもいろいろお話をさせていただいたところでございますが、そういった中で施設の劣化状況の正確な把握というものがまず大切でございまして、どの程度の経費負担が今後必要になるのかなども含めて、今の現状の確認と、今後の計画についてはどういった形で維持経費がかかっていくものかというあたりをしっかりと調査させていただこうというものでございます。

議長 学務課長。

学務課長 小学校施設劣化調査等業務委託料についてお答えさせていただきたいと思っております。

今観光商工課長のほうからも答弁ありましたが、公共施設等総合管理計画、西和賀町は28年度に策定済みになっているのですけれども、こちらは西和賀町全体の管理計画ということになりまして、国からは令和2年度までにさ

らに施設ごとの劣化調査を踏まえた上で整備していく修繕の内容と、そういった時期も具体的に内容を示した個別施設計画の策定というのが求められております。

今回小学校、中学校もですけれども、2校ずつ策定させていただきたいということになりますし、また小学校の部分につきましてはあわせて空き校舎の分の劣化調査も行って、施設的な状況等の把握、そして仮にですけれども、解体した場合の費用、そういった部分も踏まえた調査をしていただくという内容の委託料になります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 3点ほどお聞きしますけれども、今の小中学校の維持管理費のやつですけれども、廃校ということでしたけれども、確認したいと思いで、対象になるところ。

それから、風疹の抗体検査ですけれども、これは年齢でいくのかなと思うのですけれども、その辺。あとは、対象者が何人ぐらいいるのかというあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、プレミアム商品券の全体はどのような、もうちょっと詳細のほうをお願いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 対象となる空き校舎についてお答えさせていただきます。

旧川尻小学校、旧越中畑小学校、旧左草小学校、下前小学校、旧沢内第一小学校、そして貝沢小学校ということになります。

ただし、越中畑小学校につきましては劣化調査のみということで、解体の調査はしない予定としております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、プレミアムつき商品券について……

(風疹の声)

健康福祉課長 では、最初に風疹ですか。先ほども説明ありましたが、厚労省では現在の風疹の発生状況を踏まえまして、風疹の感染拡大防止のため、速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるということで、風疹の感染状況や抗体検査の実施状況、ワクチンの需給状況等を踏まえながら、現在予防接種法に基づき、1歳児及び小学校入学前の子に対して行っている風疹の予防接種及び妊娠を希望する女性等に対する風疹抗体検査の助成に加え、感染拡大防止のための追加的対策として取り組むということになっております。

抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種と抗体検査を実施するというので、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性については、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べ80%と低いため、市町村が予防接種法に基づき風疹の定期接種を行うものであります。先ほどの年齢の対象者の数は166名というふうに捉えております。

あとプレミアムつき商品券、これにつきましては先ほどもありましており、消費税、地方消費税10%引き上げが低所得者、子育て世帯、この子育て世帯は平成28年4月2日から令和元年9月30日まで生まれた子供が対象になりますけれども、そういう子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするというので実施するものであります。

購入対象者ですけれども、1つは2019年度住民税非課税者、課税基準日は2019年1月1日現在ですが、1,730人ほどを見込んでおります。

あともう一つの購入対象者といたしましては、先ほど申しあげました平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供を持たれている世帯の世帯主に対してやるものですが、これについては70人ほどを見込んでおります。

購入限度額ですけれども、非課税の方につき

ましては券の額面2万5,000円を2万円で販売するものです。そして、先ほどの子供の関係ですけれども、同じく券の額面2万5,000円を2万円で、その子供の人数分を販売するというものです。5,000円単位の分割販売も認めるということで考えております。

使用可能期間ですけれども、ことしの10月から1月いっぱいまでを予定しております。

取り扱い事業所につきましては、商工会さんのほうで、ただいま取りまとめをさせていただいております。

商品券1枚当たりの額面は500円と1,000円の2種類といたしまして、1セット500円掛ける4枚と1,000円掛ける3枚の5,000円で販売したいと考えております。

作業スケジュールといたしましては、購入対象者リストを6月いっぱいまでに作成いたします。それで対象者、先ほどの非課税者につきましては、事業の周知とプレミアムつき商品券購入希望申請書の送付を8月下旬までに行いたいと思っています。購入を希望する方につきましては、申請書を9月の中旬までに提出していただくこととしております。その非課税者について審査終了後に9月下旬に引きかえ券を送付いたします。

もう一つの子供さんのある世帯につきましては、審査の手続きはとらずに、引きかえ券を送付したいと思っています。これが9月の下旬までということになっています。

そして、販売につきましては、郵便局さんをお願いしたいと考えております。郵便局で引きかえ券を提示して、プレミアムつき商品券を購入して使用していただくことにしております。プレミアムつき商品券の購入使用期間につきましては、10月1日から来年の1月31日までを予定しております。先ほど申し上げましたとおり、最高で5回までの分割で購入することができるように考えております。

その換金の処理につきましては、10月1日か

ら来年の3月31日までということを考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 風疹のほうなのですけれども、これは強制になるわけですか。そして、もしやらなければ何かあるのかということと。

それから、左草小学校、解体の予算は見積もらないということでしたけれども、その理由をお聞かせください。

議長 敏さん、商品券の関係は観光商工課のほうもあるけれども、こっちはいいですか。

(一緒にないのならお願いしますの声)

議長 では、観光商工課長。

観光商工課長 大変申しわけありません、手を挙げるタイミングを失ってしまいました。

今健康福祉課のほうでお話ししたのは国が行う交付金事業の中のプレミアムつき商品券事業でございまして、これは非課税世帯と子育て世帯に対する対策ということで実施をしようというものでございます。

観光商工課のほうでは、商工費ということで、あわせてそれ以外の方々も含める形で、全体の中で販売を行うわけでございますので、そのほかの方々にも販売を行うこととしまして、現在商工会と詰めさせていただいているところでございます。

予算の総額については、その積算過程において現在相談をさせていただいておるところなわけでございますので、詳細についてはこれから決まるところではございますが、プレミアム率は同じく20%ではございますけれども、実は国の制度は総額に対して20%づきということでございますので、2万5,000円を2万円でというようなことです。町が行っているプレミアム商品券事業は、今までと同じような形ではありませんけれども、2万円に対して2万4,000円のプレミアムということになります。20%の上乗せという考え方です。そこで若干差が出ますけれ

ども、国の制度の違いというふうにご理解いただきたいというふうに思っています。

590万円のうち500万円がプレミアム率部分に当てはめられることとなりますので、発行総額としましては3,000万円を販売しようというものでございます。

予定では、1人当たりの上限額は2万円までという限度額を設けさせていただきたいというふうに考えております。

発行部分につきましては、同じように商工会さんのほうに補助金という形で、実施をしていただくというふうに考えておまして、両方の事業を合わせて一緒にできる部分をやっただくことで、経費削減につながるものであろうというふうに考えております。

消費税増税のタイミングに合わせる形ですので、10月1日から4カ月程度を想定しております。プレミアム商品券自体の券につきましては、同じように印刷をさせていただきというふうに考えておりますし、取り扱いにつきましても各店舗さんが金融機関にお持ちして処理をされるということは、我々のほうも健康福祉課が実施する事業であっても同じ形をとりたいというふうに思っています。

違いとすれば、先ほど言ったプレミアム部分のところと、あとは販売の仕方が、通常観光商工課が行うほうは商工会さんを含めた形で募集をさせていただいて……済みません、大変失礼いたしました。商工会さんが実施する販売方法で販売をすると。過去の例からしますと、商工会さんの職員の方々、会員の方々が、これもちよっとこれからの協議ですけれども、回数を何回かやっただくのかなというふうに思っているところでございます。

先ほどの郵便局でというのは、あくまで国の交付金事業での販売方法というふうになりますから、ちょっとそこが違いになるかと思えますし、郵便局のほうではあくまで引きかえでの販売という形になります。要は対象者にしか通

知が届きませんので、その通知を持っていった交換販売をするという形と、一般販売はどなたでも購入できますけれども、それは商工会さんの会員のほうで進めさせていただきたいというふうに考えているところです。

使用方法については、完全に一緒になりますので、同じ店舗で使用できますし、店舗さんのほうは各金融機関に持っていただいて換金をする、これについては一緒であるということになるかと思っています。

以上です。

議長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 それでは、予防接種の件についてお答えいたします。

今回の風疹の予防接種ですけれども、定期的な予防接種ということで、いわゆるお子さんたちと同じく対象であるというふうなことから、受けていただくというふうなことになります。受けないからペナルティーがあるとか、そういうことではないのですけれども、先ほど課長が申しましたように、感染拡大防止を図るというふうな観点から、抗体価の低い先ほど挙げました年齢、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性方に受けていただきたいということになります。

単独でこれを受けるためにわざわざというのが大変だというふうなこともあると思いますけれども、まずは特定健康診査とか、そういうのを利用して一緒に受けていただく、あるいは企業さんにお勤めの方は、そういった事業所の健診と一緒に検査していただくような方法をとっていただくよう国からは通知されております。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 空き校舎の部分の解体費用を算出しなといった部分にお答えしたいと思いますが、旧越中畑小学校の部分は費用の算出をしないということにしております。現在介護施設で利用されている段階ですので、現段階では解体費用

の算出までは必要ないということで判断をさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 プレミアム商品券のことに關しては、使用できるのはこれまでと同じようなところではできないということなのかということが1点でありますし、あと小中学校、そして廃校については、これは国のほうからそういうのが来たからということで、やっぱり当初では出せなかったということですか。その辺伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 プレミアム商品券につきましては、国が行う事業であれ、町が直接行う事業であれ同じ形をとりますけれども、来週だったか、商工会さんと打ち合わせをすることになっておりまして、これから詳細については決まるということ。

ただ、今まで3回実施しておりますけれども、その方針とまず基本的には同じ考えをとっておりまして、募集をかけるということと、それに対して手を挙げていただくという形で決まろうかというふうに思っております。

議長 学務課長。

学務課長 今回の個別施設計画の策定についてですけれども、国のほうでは令和2年度まで策定するということでは言われているのですけれども、当初予算までちょっとこちらのほうで要求段階までいける準備が整わなかったということで、今回補正でお願いしたいということになります。

議長 高橋輝彦君。

6 番 私からは、空き家対策の事業ということで、空き家相談会専門員謝金ということで20万1,000円になってはいますが、相談会というのに人が来てもらうのはなかなか難しいような感じもありますけれども、どのような形で説明会を開くのか、年に何回ぐらい予定されているのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

空き家の相談会なのですけれども、今回予算要求させていただいたのは、まず考えでは例えば湯田庁舎、沢内庁舎それぞれの会場で丸々1日というような形で考えておりました。

これまでは、どちらかという空き家の対策というのは空き家になってしまった時点でバンクへの登録を促すというような形だったのですけれども、今回の相談会につきましては、大体所有されている方というのは空き家を手放すときとか、どうやって貸したらいいとか、売ったらいいとか、もしくはその所有者が亡くなられて相続するといった部分で、恐らく不明な点がかなりあると思われま。そういうところを解消したいということで、空き家状態をなくするというのを目指して、まず今回についてはそういう相談会を開催させていただくということで予算措置をしたところ。

議長 高橋輝彦君。

6 番 おっしゃられるとおり、空き家になってから集まってくださいといっても難しいのかなという感じがいたします。今の時点で空き家になるのかなということを考えている人を対象に集まっていただくのがよろしいのかなという思いがござい。

空き家対策ということでいろいろ調査されているのだと思うのですけれども、今の時点で今後の見通しというか、大体ありましたらばお聞きしておきたいと思。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

平成30年度の調査時点での空き家の戸数は173戸ほどございまして、空き家バンクの登録数というのが22戸という累計であります。それがいかにバンクに登録されて有効活用できるのか、または不良空き家というか、特定空き家というようなものがいかに解消されていくのかということで、それを推進していきたいというこ

とでのまず第1段階の相談会の開催、そこから登録を促すという進め方を考えています。

具体的にそれがどれくらい伸びていくかというのはあれですけれども、状況を見ながら相談会の回数ですとか、また別のそういう検討のあり方というのが出てくると思っていますので、そこは考えていきたいと思っています。

以上です。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから、2点ほどお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、10ページの移住・定住推進事業ということで100万円計上されておりますけれども、これは何名ぐらいを対象に予算化されているのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

あともう一つ、17ページの公園維持管理費ということで、修繕料76万6,000円が計上されておりますけれども、この修繕の内容、もしわかったらお知らせさせていただきたいと思っております。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから移住、定住対策の今の質問にお答えしたいと思いますけれども、こちらの事業につきましては東京圏への人口の一極集中の流れを変えるため、まち・ひと・しごと総合戦略、2018年度の事業として、国のほうで推進することになったというものでございます。

事業の内容としましては、東京23区からの移住者で、岩手県のマッチングサイトに登録されている企業に就職した場合、世帯で町に移住された場合に100万円を交付するというものです。

この対象人数ですけれども、まず西和賀町では1名ということになっております。この人数の算定につきましては、岩手県のほうに市町村がその事業に乗るか乗らないかという判断をして、まず全ての市町村で乗ることになったのですけれども、平成28年度のハローワークの統計、1都3県からのU・Iターン者の状況とか、あと起業支援金対応20件とか、あとU・Iターン

の就職増加目標50件というようなことを勘案して、まず岩手県のほうで人口構成比によって各市町村に配分した結果の数字となります。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、公園の修理ということで、公園維持管理費の修理費について回答したいと思っております。

湯田ダム所有地で町が管理をしております湯本湖岸公園についてですけれども、湯田ダムとの合同安全利用点検を実施した結果、公園内の足湯から和賀川におりていく階段があるのですけれども、その階段の枕木が腐食して破損しているところが多いということで、湯田ダムより修理が完了するまでは危険だから通してはいけないよということでは言われていまして、それらを応急的に階段の腐食した枕木を撤去して、新たに枕木を設置したいというふうに考えている修繕のことです。

以上です。

議長 柳沢安雄君。

3番 ご説明いただきまして、ありがとうございます。公園の修繕料ということで、枕木ということで説明ございましたけれども、手すりとかいろんところがまだまだ老朽化しておるので、大変危険でございますので、今後はできれば前向きに、もう少し範囲を広げていただきまして、手すりなども修繕していただきますことを要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 3点についてお伺いします。

1点目は、先ほど同僚議員からありましたけれども、建物の劣化調査、これは内容については学校もバーデンも同じ内容、中身を聞きたいのですが、劣化の調査というのは具体的にどういう方法で調査するのか、その詳細をお知らせください。

ちょっと変ですが、人間の体であればドックに行き、毎年数値で順調に劣化しているということがわかるのですけれども、建物の場合には具体的にどう感じるかで調べて、どういふ数値で評価するものなのか、その詳細をお願いしたいと思います。

それから、同じページの6款の林業振興費で岩手県特用林産施設等体制整備事業補助金となっていますが、その内容と。

それから、クロスカントリースキー場のコースの造成委託事業が12万円になっていますが、この中身をお知らせ願いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 バーデンも学校もというお話ですけれども、まずバーデンのことについて、劣化調査におきましては、バーデンの場合は現在新館であっても本館であっても既に20年以上が経過しておりまして、そういった状況から建物だけではなくて、建物の中には当然附属設備等々、給排水、さまざまな設備もござります。建築物とあわせて各設備も全て点検をさせていただいて、例えば設備であれば何年程度の状況であるとか、現在の状況はどうであるとか、建物であれば屋根から外壁から全て現地で確認をして、劣化の度合いというものを調査するものでござります。それに基づきまして劣化状況の調査報告をいただいて、今後これを継続して維持していくためにはどの程度の経費がかかるものなのかという中期、長期の改修計画も含めて出させていただきまして、今後のかかる経費を全て見させていただこうというふうにしておるところでござります。

議長 学務課長。

学務課長 小学校につきましても同様ですけれども、基本的には長寿命化ということで、施設が80年もつ形に修繕というか、今後どのようにもたせていくかというところを、さまざまな施設部分を点検していただいて、修繕が必要な箇所、そういった部分をまとめていただいて、そこを

修繕していく項目を、いついつまでに直さなければいけないというか、そういった部分の内容をまとめていただくものになります。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 岩手県特用林産施設等体制整備事業費ということで、この事業の趣旨は、東日本大震災の被災地復興のために必要な特用林産施設の体制整備等の支援を行う補助金になっています。

それで、具体的には菌床シイタケの菌床購入についての経費を補助するものとなっております。

令和元年度は、1団体が事業を実施する予定になっています。

以上です。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 ただいまの質問にお答えします。

志賀来スキー場の維持管理費ですけれども、こちらは平成30年度に行ったワークショップでの検討を踏まえて、志賀来スキー場の夜間照明の設備の支障となっている駐車場の横にある立ち木の伐採が必要であることから、委託料を補正対応するものです。この整備によって夜間照明の光が広範囲に届きますし、その分コースが広がることとなりますので、大会等でのアップコースとしても使用できるようになるというものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 2点についてはわかりましたが、劣化調査、そうすれば劣化の調査というよりは、その状況を見て、これからどうすればいいかというあたりのほうが何となく重点が大きいように感じますけれども、それはそれとして、そうするとこの場合、例えば沢内バーデン同じですが、この323万4,000円という金額の積算根拠というものはどういうところで積算するのですか。それと、これ見てもらう業者選定、競争するとか、

あるいは専門のところが決まっているからそこに頼むとかという、業者選定と金額の積算根拠というものを教えていただきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 2つ今お話がございましたが、劣化調査、長期保全計画の中で、先ほどまで話しているとおおり、何がどういう状況で、これを今後この時期までにこういった経費をかけなければこのようになっていくというのを明らかにするということでございますので、それをそのまま修繕計画として、改修計画として直していきましようということではなく、今後あり方について検討の中で、必要に応じて修繕も行いますし、場合によってはこの程度の経費がかかるということであれば、今後どうしていくべきだ、町全体の予算状況を、財源の状況を考えるためのすべとして、一つのデータとして必要であらうというふうに考えております。

これは、バーデンに限らず、この後出ますオアシス館などでも同じような状況でございますけれども、温泉施設に関しては今回2つ出させていただきましたけれども、順次出させていたがながら、その状況をしっかり見据えていきたいというふうに考えております。

もう一つ、金額についてということでございます。バーデンが実は一番経費がかかるのかなというふうに思っています。これは、延べ床面積が非常に大きい建物でございまして、バーデンの場合は旧館と宿泊棟を合わせまして2,500平米を超える建物でございまして、ほぼ人件費となつてございますけれども、現在参考見積もりをいただいているところというのは、昨年度は庁舎、あとは病院の劣化調査をしていただいた業者になります。これによりますと、詳細についてはちょっとお答えすることはあれなのですが、1人当たりの人件費に対して、面積に応じてなのではございますけれども、何日ぐらいかかると、そういったところからはじき出しているという金額になります。そういったものを踏まえ

て補正予算計上をさせていただいたということになります。

議長 学務課長。

学務課長 今観光商工課長のほうからも説明ありましたが、経費的には直接人件費とあと諸経費ということで、前回庁舎の部分で調査を行った経緯もありますので、そういった部分を踏まえた上での算出ということですし、あと業者につきましては入札で決定するという流れになっております。

議長 深澤重勝君。

7番 ちょっとわかったようなわからないような感じでございますので、これ以上このことをお聞きはしませんけれども、主に人件費というのですが、基本的にこういう劣化調査で何百万円というのはちょっと理解しがたいのであれなのですが、今言われる床面積掛けるおおむね何人で単価何千円とか何万円という感じでやるものですか。主に人件費ということなのですが、いわゆるこの劣化調査というのは。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 床面積というのは判断の材料だとは思いますが、先ほど学務課長も申したとおおり、直接人件費と諸経費でなっている金額ですので、人件費が主だということは、結局は調査にかかる日数によるものです。調査にかかる日数は、その基準とすれば延べ床面積が大きければ大きいほど日数がかかろうということになるかとは思いますが。あとは部屋の数であるとか、間仕切りがどうなっているというさまざまな要素もあろうかと思っておりますけれども、おおむね面積に応じて日数がかかるというふうに思っておりますのでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第32号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第33号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第33号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

補正予算の内容は、歳入において低所得者保険料軽減負担金見込み額の確定に伴う現年度分特別徴収保険料819万9,000円を減額し、同額を低所得者保険料軽減繰入金として一般会計から繰り入れるものです。

歳出については、歳入の補正に伴い、2款1項1目居宅介護サービス給付費の財源内訳の調整を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第33号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第34号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第34号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億898万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをごらんください。1款2項1目公共下水道施設管理費の湯田地区分ですが、舗装の摩耗や除雪作業に伴うマンホール周辺の損傷したアスファルトの復旧、舗装面とマンホールの高低を解消することなどを目的に簡易舗装合材を購入するための原材料費として5万9,000円の増額をお願いするものです。

次に、同沢内地区分ですが、沢内浄化センタ

一の軒天が軒下に堆積した雪の影響により損傷していることから、これを修繕するための修繕料12万3,000円の増額、あわせて先ほど述べました湯田地区と同様の理由により原材料費9万8,000円の増額をお願いするものです。

1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費については、下水管路の点検、維持管理のために使用する巡回車の燃料費として21万9,000円の増額をお願いするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。3款1項1目浄化槽事業費補助金については、循環型社会形成推進交付金の内示額の確定に伴い、7万2,000円を増額するものです。

6款1項1目一般会計繰入金については42万7,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第34号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第35号 令和元年度

西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第35号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,213万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,501万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをごらんください。

1款1項1目温泉施設管理費、13節委託料163万9,000円は、公共施設等総合管理計画に基づき、峠山パークランドオアシス館の個別計画を策定するため、建物及び設備の劣化調査を行いたいことから予算を増額しようとするものです。工事請負費1,932万7,000円は、スケール付着や漏れ等による相当量が減少している可能性がある槻沢温泉源泉貯湯槽から施設貯湯槽までの温泉管を布設がえするため増額しようとするものです。19節負担金補助及び交付金116万7,000円は、温泉つき駅舎ほっとゆだの外壁、屋根等の補修工事を行うため、JR協議を重ねておりましたが、このたびJR、町関係者により工事仕様における現地立ち会い後最終確認を行ったところ、一部予算に不足が生じたことから増額しようとするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。3款1項1目一般会計繰入金2,213万3,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く

でございますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 工事請負費、砂ゆっこの温泉管の布設がえ工事ということですが、その工事の詳細についてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問でございますが、砂ゆっこ、槻沢温泉のお話ということでさせていただいたところでございますけれども、砂ゆっこにつきましては、平成2年に設置されてから源泉側の貯湯槽から施設にも貯湯槽がございまして、その間に配湯管がございまして、その配湯管の布設がえ工事ということでございます。

今まで実は一度も交換がされておらずで、圧送しているわけでございますけれども、押し出している量に対して施設側の貯湯槽で受けている量が減少していると。そういったことから、可能性があるといった言葉を使わせていただきましたけれども、実際はあけてはっきり見ているわけではございませんが、原因としてはそれしか考えられないというふうな状況でございます。その布設がえを行わせていただくということでございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 工事の詳細ということですので、例えば管路が何メートル程度か、そういったことも含めてご答弁いただきましたかかったわけですが、その辺はどうですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 失礼いたしました。管路につきましては延長433メートル、槻沢の川の付近に源泉がございまして、そこにある貯湯槽部分から砂湯、砂湯に関しましては説明するまでもないと思っておりますけれども、建物北側にある貯湯槽まで町道の下を通ってきておりまして、延長といましようか、管路433メートルということに

なります。

材質につきましてはポリエチレン管、通常使われている温泉の一般の管を使わせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第35号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時20分まで休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時20分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第7、議案第36号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第36号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、収益的収支予

算のうち給与費の増額に係るもので、収入支出ともに1,354万7,000円を増額し、病院事業費用の合計を9億7,071万9,000円にしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 病院事務長。

病院事務長 補正予算の詳細について、引き続き私から説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。第1条では、令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行っております。

第3条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものでございます。

また、第4条では、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の増額を行う改正となります。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画についてご説明いたします。6ページをお開きください。収益的支出予算について説明いたします。1款1項1目の給与費の補正でございますが、当初予算編成時に見込んでおりましたスタッフの体制と実際に4月からスタートしております人員体制に差異が生じておりますので、給料や諸手当の過不足を調整するものであります。特に医師につきましては、結果的に医科の常勤医師3名体制に変わりありませんでしたが、予算編成時点では県からの医師派遣が継続されるかどうか不透明だったことや、病院長人事による不確定要素があったことなどから、医師の給与費については最低限の計上としていたものでございます。医師以外の職種につきましては、今回は減額としているところであります。

7ページ、2目の材料費、医療消耗備品費20万1,000円の増額でございますが、岩手医大から

月2回応援をいただいております耳鼻咽喉科の診察に用いられる診療器具の更新に係る費用でございます。

3目経費の修繕費132万円につきましては、検査室に設置しております大型の冷凍庫の修理のほか、空調設備などの修理を行うものでございます。また、12節の賃借料38万9,000円は、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町の3市1町をエリアとします岩手中部医療圏で運用が行われている医療情報ネットワークシステムの利用料につきまして、当院の月額利用料が正式に定められたため、今回この1年分の利用料を計上しようとするものであります。

5ページをごらんください。収益的収入につきましては、一般会計からの補助金1,354万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第36号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第37号 令和元年度

西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第37号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1 ページをごらんください。今回の補正予算の主な内容は、収益的支出については営業費用において私債権セミナーへの参加費用 8 万 2,000円を増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設がえ工事に必要な経費4,029万5,000円を増額するとともに、収入においても企業債及び一般会計出資金を増額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の詳細について私からご説明をいたします。

予算書1 ページをごらんください。第1条では、令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用については既決予定額 4 億 2,673 万円に 8 万 2,000 円を増額し、4 億 2,681 万 2,000 円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、建設改良費の増額により収入及び支出ともに既決予定額 2 億 8,885 万 9,000 円に 4,029 万 5,000 円を増額し、3 億 2,915 万 4,000 円にしようとするものです。

第4条は、配水管布設がえ事業に充てるための企業債について、その限度額を1,490万円から5,510万円に変更するものです。

続いて、収益的支出の補正予定額の内容についてご説明いたします。7 ページ目をごらんく

ださい。1 款 1 項 3 目総係費についてですが、水道料金の徴収における料金徴収事務の理解を深めることを目的に、東京都で開催される日本経営協会というところが主催する私債権セミナーに参加するための 1 人分の旅費 4 万 7,000 円、それから参加費 3 万 5,000 円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明いたします。初めに、資本的支出予算についてですが、こちらは8 ページ目をごらんください。1 款 1 項 2 目配水管布設がえ事業費については、若畑地区、大野地区で行われている岩手県が施工する主要地方道盛岡横手線の道路改良に合わせて配水管の布設がえを行うものですが、当初予定していた施工延長が延長されることに伴い、配水管の布設がえ延長も工事延長に合わせて延長する必要がある、4,029 万 5,000 円を増額するものです。

資本的収入予算については、先ほど述べました配水管布設がえ事業費の増額に伴い、1 款 1 項 1 目企業債4,020 万円、1 款 2 項 1 目他会計出資金 9 万 5,000 円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第37号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第1号 西和賀町森林整備促進基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町森林整備促進基金条例について提案理由を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定により、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林環境譲与税を財源とし、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、西和賀町森林整備促進基金を設置しようとするものです。

第1条から第7条については、設置、積立て、管理、相殺のための取崩し、運用益金の処理、繰替運用及び委任について規定しており、西和賀町町有林造成基金の設置、管理及び処分に関する条例など町の基金に係る条例に掲げている内容と同様の内容となります。

次に、附則についてであります。公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町森林整備促進基金条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第2号 西和賀町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和元年8月1日から窓口負担の現物給付の対象が6歳から12歳に拡大されること及び西和賀町ひとり親家庭医療費給付条例の規定を統合することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、改正の詳細について説明いたします。

岩手県が単独で実施している医療費助成事業の現物給付の対象が6歳から12歳に拡大し、令和元年8月1日から施行されることに伴い、西和賀町においても子育て支援対策を充実させる目的から、関係する条例を改正しようとするものであります。

また、県において子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱を令和元年4月1日から施行したことに伴い、町で規定している条例をあわせて改正しようとするものであります。

4 ページ、新旧対照表をごらんください。題名及び条文中、「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者」を「子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭」に改めるものです。

第2条第1号の「乳幼児」を「子ども」に改め、対象年齢をこれまでの6歳から12歳に拡大するものです。

同条第4号の未就学児をひとり親家庭の者と新たに追加し、第4条第1項第4号に受給者の制限として、ひとり親家庭の者についてを追加しております。

第5条第1項に、12歳までの子供の入院に係る医療費を給付の額に追加しております。

第10条第3項の現物給付の対象を、これまでの未就児を12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大するものです。

次に、附則についてであります。2 ページをごらんください。この条例は、令和元年8月1日から施行するものとし、附則第2項に改正前の受療の取り扱いについては改正前の取り扱いによるという経過措置を定めております。

附則第3項は、西和賀町ひとり親家庭医療給付条例の規定を統合することに伴う条例の廃止について定めております。

附則第4項は、本条例の改正に伴い、西和賀町福祉医療資金貸付基金条例を、8 ページ新旧対照表のとおり、第5条第1号を改め、同条第2号を削除するものです。

附則第5項は、西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例を、9 ページ新旧対照表のとおり、別表第1の1の項の事務欄中及び別表第2の1の項の事務欄中を「西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例」に改め、別表第1の2の項及び別表第2の2の項をそれぞれ削除するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいた

します。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第3号 西和賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害援護資金の貸し付けに係る運用が改善されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。第14条第1項では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする場合に保証人を立てることを可能としたものであります。

同条第2項では、保証人を立てる場合の貸付利率は無利子とし、保証人を立てない場合の据

え置き期間経過後の貸付利率について、年3%であったものを年1.5%に改めるものであります。

同条第3項では、保証人は連帯して債務を負うことを定めるものです。

第15条第1項では、償還方法について、年賦、半年賦に加え、月賦償還も可能とするものであります。

次に、附則についてであります。公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものとし、改正前に生じた災害による援護資金の貸し付けについては、従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第4号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

介護保険料の低所得者に対する軽減措置については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から実施しているところですが、このほど介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、令和元年10月の消費税10%への引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行おうとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、改正の詳細について説明いたします。

新旧対照表をごらんください。保険料率を規定している第3条第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものです。

同条第2項では、第1段階の保険料について、保険料基準額9万7,200円に対する割合0.45の4万3,800円を、令和元年度は0.375の3万6,500円、令和2年度は0.3の2万9,200円に改めるものです。

同条第3項では、第2段階の保険料について、保険料基準額9万7,200円に対する割合0.75の7万2,900円を、令和元年度は0.625の6万800円、令和2年度は0.5の4万8,600円に改めるものです。

同条第4項では、第3段階の保険料について、保険料基準額9万7,200円に対する割合0.75の7万2,900円を、令和元年度は0.725の7万500円、令和2年度は0.7の6万8,100円に改めるものです。

次に、附則についてであります。公布の日から施行し、軽減措置の規定は令和元年度分の

保険料から適用するものとし、平成30年度以前の保険料については、従前の例によるという経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおり決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 内容についてはよくわかりますけれども、関連として質問したいと思っておりますけれども、いまだに西和賀町の介護保険料というのは高いわけで、これに対しての対策等を行っていると思っておりますけれども、現状としてはどのようなことを行っているのかお尋ねします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 自立支援型ケアマネジメント研修というのを昨年から始めておまして、これまでのどちらかといいますとお世話型の介護サービスから自立型に向けるといいますか、そういうことにして重度化を防ぐといえますか、そういうふうな要介護認定の軽度者を特に対象にいたしまして、ケアプランを作成するに当たって自立支援に向かうようなケアプランの作成をするというふうな研修を昨年は5回ほどやっております。

そして、ことしからは、そういった研修を踏まえて、地域ケア会議を開いて、多職種、薬剤師さんですとか、栄養士さんですとか、理学療法士さん、作業療法士さんとか、そういうふうな専門職の方に出席をいただいて、自立支援につながるケアプランかというふうなことで、毎月1回そういう会議を開きながらケアプランの適正化といえますか、自立支援に向けたケアプランになるようなアドバイスをいただきながら、重度化を防ぐというような取り組みをしております。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、介護保険を現状のところ

から少しでも減らそうという努力をしているということによろしいですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今そういうふうなケアプランをすることによって、要するに重症化を防ぐということですので、介護保険料の給付が抑えられていくということになると思いますので、結果的にはそれが給付全体を抑えることにつながるというふうに思っていますので、そういう会議を通じて自立支援に向けた計画がつけられる、そういうような会議を今後続けていきたいというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第5号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第6号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第8号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第9号 西和賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第11号 町立

西和賀さわうち病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、以上7件についてはいずれも消費税率を8%から10%へ改正しようとするものでありますので、一括して上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 　ただいま一括上程になりました議案第5号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例、議案第6号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第8号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例、議案第9号 西和賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例、議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 町立西和賀さわうち病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が制定され、消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 　総務課長。

総務課長 　それでは、改正の詳細について説明いたします。

ただいま上程になりました議案第5号から議案第11号の7議案の条例で定める使用料及び手数料については、現在8%の消費税率が課せられておりますが、10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、税率改正分の2%を使用料及び手数料に上乗せする改正内容となっております。

初めに、議案第5号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第2条第1項第1号、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料について、10リットルにつき「65円」としていたものを「67円」に改めるものです。

次に、議案第6号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第2条関係、別表の備考8において、占用の期間が一月未満のものについて、消費税相当額を上乗せする規定となっていることから、「1.08」を「1.1」に改めるものです。

次に、議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第22条関係の別表第1、1、水道料金については、家庭用の基本水量10立方メートルまでの基本料金について「1,512円」を「1,540円」に、超過料金について1立方メートルにつき「152円」を「154円」に、以下用途別に団体用、営業用、臨時用の基本料金及び超過料金について、表のとおり料金の額を改めるものです。

2、メーター使用料については、口径13ミリメートル「162円」を「165円」に、以下口径別に表のとおり使用料の額を改めるものです。

第30条関係の別表第2、加入金については、口径13ミリメートル「2万1,600円」を「2万2,000円」に、以下口径別に表のとおり加入金の額を改めるものです。

また、別表第1及び別表第2の表中、立方メートルなどの単位の標記の仕方について、あわせて改めるものです。

次に、議案第8号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第30条関係の別表、汚水量10立方メートルまでの基本使用料について「1,404円」を「1,430円」に、従量使用料について10立方メートルを超え20立方メートルま

での1立方メートルにつき「141円」を「143円」に、以下汚水量の量に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

また、備考の臨時用の従量使用料1立方メートル当たりについて、「238円」を「242円」に改めるものです。

次に、議案第9号 西和賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第11条関係の別表、汚水量10立方メートルまでの基本使用料について「1,404円」を「1,430円」に、従量使用料について10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき「141円」を「143円」に、以下汚水量の量に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第9条関係の別表第2、人槽別使用料について5人槽の月額使用料「4,536円」を「4,620円」に、以下人槽区分ごとに表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第11号 町立西和賀さわうち病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第2条第4項中、「料金」を「使用料等」に、「100分の108」を「100分の110」に改めるものです。

次に、附則についてであります。いずれの条例も令和元年10月1日から施行するものであります。

なお、水道料金、メーター使用料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、戸別浄化槽使用料においては、令和元年10月に確定する料金等については改正前の料金等を適用するという経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論及び表決は議案ごとに行います。

議案第5号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例について討論、表決に入りますが、本件については地方自治法第117条の規定により、早川久衛君の退場を求めます。

(早川久衛君退場)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決に入ります。

議案第5号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

早川久衛君の入場を許します。

(早川久衛君入場)

議長 議案第6号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 西和賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 町立西和賀さわうち病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 町立西和賀さわうち病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第20、議案第12号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第13号 西和賀町老人福祉センター条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第14号 西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第15号 西和賀町新田郷地区活性化施設条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第16号 西和賀町まちなか

交流館条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第17号 西和賀町文化創造館条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第18号 西和賀町沢内総合公園設置条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第19号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例、以上8件については、いずれも過去の消費税率引き上げ分も含め10%へ改正しようとするものがありますので、一括して上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第12号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第13号 西和賀町老人福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第14号 西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例、議案第15号 西和賀町新田郷地区活性化施設条例の一部を改正する条例、議案第16号 西和賀町まちなか交流館条例の一部を改正する条例、議案第17号 西和賀町文化創造館条例の一部を改正する条例、議案第18号 西和賀町沢内総合公園設置条例の一部を改正する条例、議案第19号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が制定され、消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正の詳細について説明いたします。

ただいま上程になりました議案第12号から議案第19号の8議案の条例で定める使用料については、現在3%及び5%の消費税率が課せられ

ておりますが、10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、過去の消費税率引き上げ分も含め、消費税率を10%にする改正内容となっております。

また、あわせて施設の状況を踏まえ、関係規定の整備を行うものであります。

現行の消費税率が3%となっているものは、消費税率が5%に改定される際、使用料の改正額が少額となることから、使用料改正を見送っていたものでありますし、5%となっているものについては、8%に改定される際、消費税率10%への改定時期が近かったため、10%への改定時期に合わせて使用料を改正することとし、使用料改正を見送っていたものであります。

初めに、議案第12号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、第12条関係の別表、多目的研修室、一般の使用料「350円」を「360円」に、個室1室の使用料「2,000円」を「2,090円」に改めるものです。

また、「老人」を「高齢者」に、「就学前の幼児」を「乳幼児」に改めるものです。

なお、この改正部分については、今回提案している条例において該当する場合は、同様に改正をしております。

次に、議案第13号 西和賀町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。第9条関係の別表、利用時間区分について、町立公民館などの類似施設との整合性を図り、これまで6区分であったものを3区分に改めるとともに、施設の状況を踏まえ、施設区分を整理するものです。

使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、午前8時30分から正午までの読書室の使用料「800円」を「830円」に、以下施設区分、使用時間に応じ、表のとおり使

用料の額を改めるものです。

また、特別使用料の暖房料については、類似施設との整合性を図り、普通使用料の3割としていたものを5割に改めるものです。

次に、議案第14号 西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。新田郷地区公民館については、西和賀町新田郷地区活性化施設条例において使用料等の規定があることから、第8条関係の別表第3の表から削除し、太田地区公民館、川尻地区公民館と同様に、3、その他に「新田郷地区公民館については、西和賀町新田郷地区活性化施設条例の定めによるところによる」と整理するものです。

使用料については、現在の消費税率3%を10%に改正することに伴い、午前9時から正午までの湯本地区公民館大会議室の使用料「820円」を「880円」に、小会議室等の使用料「520円」を「550円」に、以下施設区分、使用時間に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第15号 西和賀町新田郷地区活性化施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。使用料については、現在の消費税率3%を10%に改正することに伴い、第5条関係の別表、午前9時から正午までの多目的ホールの使用料「820円」を「880円」に、研修室等の使用料「520円」を「550円」に、以下施設区分、使用時間に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第16号 西和賀町まちなか交流館条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。使用料については、現行の消費税率がセミナールーム及びテラス3%、ゲストルーム5%となっているものをそれぞれ10%に改正することに伴い、第10条関係の別表、午前9時から正午までのセミナールームの使用料「820円」を「880円」に、テラス1及び2の営利目的で使用する場合は使

用料「1,040円」を「1,100円」に、以下施設区分、使用時間に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第17号 西和賀町文化創造館条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。使用料については、現在の消費税率3%を10%に改正することに伴い、第8条関係の別表、午前9時から正午までの入場料を徴収しない場合の土、日、祝日のホール使用料「3,300円」を「3,530円」に、その他の日のホール使用料「2,900円」を「3,100円」に、以下施設区分、使用時間に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、議案第18号 西和賀町沢内総合公園設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。施設の状態を踏まえ、第3条関係の別表第1、公園施設からテニスコートを削除するものであります。

使用料については、現在の消費税率5%を10%に改正することに伴い、第10条関係の別表第2及び別表第3の表のとおり、使用料の額を改めるものです。

次に、議案第19号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表をごらんください。施設の利用状況を踏まえ、第3条第2号中「午後4時」を「午後8時30分」に改め、第4条第1項中「前納」を「納付」に、「使用券」を「利用券」に改めるものです。

使用料については、現在の消費税率が1日券3%、1回券、シーズン券、半日券、夜間照明利用券5%となっているものをそれぞれ10%に改正することに伴い、第4条関係の別表、1回券、一般1人「200円」を「210円」に、シーズン券、一般1人「1万円」を「1万470円」に、以下利用券の種別に応じ、表のとおり使用料の額を改めるものです。

次に、附則についてであります。いずれの条例も令和元年10月1日から施行するものであ

ります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1 番 議案第14号の西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例についてお伺いいたしますけれども、この公民館というのは社会教育法の規定に基づいて設置されているわけでありましてけれども、現在その機能を果たしているのかということをお伺いしますし、使用回数、それから使用料のデータがあれば報告をお願いします。

議長 佐藤教育長。

教育長 申しわけありません。お時間をいただきました。現在の公民館が社会教育施設として機能を果たしているかどうかということにつきましては、まず公民館のかなり活動差はあるという話は伺っております。まず、これが1点であります。

その中で、現状今公民館を維持できないというような地域のお話もいただいているところですので、それこそそういった機能を果たしているのかといったらば難しい、まず皆無というようなところもあるのかなというふうに感じております。

社会教育施設として、西和賀町の公民館が機能しているかということにつきまして、私の思うところをお話しさせていただきますと、機能は十分に果たしていないのではないのかなというふうに思っております。

ただ、公民館長の会議等、昨年度もそうですけれども、ただただ伝達ではなくて、公民館長の学びの場としましよと、公民館とはどういうところなのか、そういった社会教育施設として活用していきましようということは話をさせていただいてきているところございま

す。

このことにつきましては、地域の皆様方とこれからも継続して話し合いを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

活動の回数等の数字につきましては、生涯学習課のほうからお話をさせていただきます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 済みません、お待たせしております。

地区公民館の利用状況ですけれども、平成29年度ですけれども、川尻地区館については利用人数が4,315人、湯本地区館については3,311人、新田郷地区館については953人、耳取地区公民館は1,505人、湯川地区館は258人、新町地区公民館は2,058人、川舟地区館は2,078人の利用となっております。

収入については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で報告したいと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 条例からいうと免除される分もあるのですけれども、使用料というのは確かに取っているわけで、実際団体で各学校関係であったり、地区であったり以外は取るわけでありましてけれども、それは多分徴収にはなっているとは思いますが。使用料というのを取った分、その分はどのような形で使われているのか、それをお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 使用料についてですけれども、町民が利用する場合は、今利用料は徴収しておりません。収入があるものについては、営利を目的とした場合とか、町外の方が公民館を活用して会議等を開くときに徴収しているものになります。管理の経費に充てているということになっております。

議長 刈田敏君。

1 番 町内の人であれば、その条例からいくと団体等となっているのですけれども、それ以外

の分は全く料金は要らないということですか、地区館、分館。確認いたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
営利目的以外は使用料を取っておりません…
…取っておりませんではなくて、免除になって
おります。失礼しました。

議長 刈田敏君。

1 番 これからということは、営利を目的とするところのみ、この値上げの分が入るということで、町内のいろんな団体等あると思うのですけれども、全く個人的なものであっても料金は徴収しないということなのかということと、今まで払った経緯もあるのですけれども、その辺がどういうふうになっているのかというのがちょっとわからないので、何のための徴収で、それで何に使って、どういう動向で、どれだけ機能して、どれだけ例えば使用に当たらないぐらい壊れたり、そういうところを判断しているのかということであります。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
過去の使用状況を確認しても、これまでも使用料を免除という形にしてきております。免除の規定については、今後整理していきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 徴収した分の使い道、それをお願いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
収入につきましては、公民館の維持管理費として、財源として見て歳出の予算を組んでいるところです。

議長 淀川豊君。

1 0 番 議案第19号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例ということで、使用料を一部3%から、あるいは5%から10%への料金改定ということで、その点については

理解をしますが、今回値上げというタイミングで、ちょっと確認をしたいということで、関連でお聞きをします。

今シーズンといいますか、スキー場内で事故があったということだと思います。担当課にももうその事故の報告は来ているかというふうに思いますが、何を聞きたいかということでありますが、管理者としての責任についてちょっと確認をしたいということでもあります。事故があった、過去にもまたそういう骨折等の事故があったということだというふうに認識しておりますが、その管理者責任として、安全対策は十分なものであるということについてお聞きをしたいというふうに思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
今回の事故につきましては、安全対策を行った上でのけがということではなかったと認識しております。

議長 淀川豊君。

1 0 番 ちょっと確認になりますが、今の状況で管理者としての安全対策は万全だということの認識でよろしいですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
利用者にとって安全に利用できるように努めてまいりたいと思っております。

議長 質問に対する答弁がちょっとかみ合っていないので、きちっと質問を聞いて答弁してください。

深澤重勝君。

7 番 議案第14号から19号に行ってしまったのですが、14号についてちょっと確認したいというふうに思います。

1 番 議員が先ほど来聞いておりましたけれども、確認の意味であります。この表現からすると、「利用形態を明確化するとともに」ということからすれば、所定の改正でありますから、この料金をいただきますということですね。先

ほどの答弁を聞いておると、ちょっと聞き取れない部分あるのですけれども、今まではもらっていませんということだけでありまして、これからのことは所要の協議はしますというふうに聞こえたのですが、それでよろしいですか。これからのことは、これからも取りませんではなくて、聞いていると今までは取っていませんという一辺倒だったのですが、これからこの料金を取るということですか。ちょっと確認の意味で。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

これからも営利の使用目的の部分については料金をいただくものです。今までもこれからも、町内の団体につきましては減免の規定ということで免除していくということになります。

料金については、今後営利の団体とかから利用料として頂戴するときに必要なものとして、今回は設定するものです。

議長 佐藤教育長。

教育長 今まで、それからこれからということですが、現行のほうにも料金規定がございます。それが今後、改正後ということで料金の規定がございます。今までも料金の規定はございました。これからも料金の規定を、まず消費税分ということで、このように改正させていただきたいということでございます。

ただ、教育的な教育施設ということで、さまざまな配慮から減免規定という形で免除という形をとってきているということは、今までも、それからこれからも変わりはありません。そのところはご理解いただきたいと思います。

ただ、ただなのだとということで書類を出さない、手続をしないで使えるのではなくて、やはりきちんと減免をするのだということで、料金はかかるものなのだけれども、かからないように減免しているのだというような手続をきちんとしてほしいなというところについては、町民の皆様方にもお願いをしたいなというふうに思

うところでございます。

それと、済みません、私先ほど刈田議員の質問に対して、公民館として存続は難しいというふうなお話をしましたが、地区公民館ではございません。分館のほうでは、地域の中でなかなか難しくなってきたというお話をいただいております。ということで、この公民館条例に定められている公民館につきましては、さまざま活動はされているというように認識をしております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論及び表決は議案ごとに行います。

議案第12号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第12号 西和賀町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号 西和賀町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第13号 西和賀町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第14号 西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第14号 西和賀町立公民館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 西和賀町新田郷地区活性化施設条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第15号 西和賀町新田郷地区活性化施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第16号 西和賀町まちなか交流館条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第16号 西和賀町まちなか交流館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号 西和賀町文化創造館条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第17号 西和賀町文化創造館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 西和賀町沢内総合公園設置条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第18号 西和賀町沢内総合公園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 西和賀町湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

討論を許します。

(なしの声)

議長 これでは討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第19号 西和賀町営湯田スキー場及び索道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時45分 散 会